

資料編

1. 次世代育成支援に対するニーズ調査

実施概要

- 就学前児童用、小学校児童用の2種類の調査票を作成し、両調査ともに無記名方式により、平成16年1月に調査を実施しました。
- 就学前児童用については、市内に在住する0歳～5歳の就学前の子供をもつ保護者を調査対象とし、調査票の配付・回収は就園児は保育園を通して、未就園児については郵送方式で行いました。
- 小学校児童用については、市内に在住する小学校1年生～6年生の子供をもつ保護者を調査対象とし、調査票の配付・回収は小学校を通して行いました。
- 配布数・回答数は次のとおりです。

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童用	2,495	2,042	81.8%
小学校児童用	2,582	2,433	94.2%

集計結果（抜粋）

～ 保育サービス～

保育サービスの利用希望（「利用したい」）	
平日	74.7 %
土曜日	53.8 %
日曜日・祝日	21.4 %
保育サービスを利用したい主な理由	現在就労中（57.1%）
平日の保育状況	
「家庭で保護者がみている」	42.8 %
「保育所」	62.2 %

～ 放課後児童クラブ～

放課後児童クラブの利用希望（「利用したい」）		
	平日	31.4 %
	土曜日	33.0 %
放課後児童クラブの利用状況（「利用している」）		
	平日	10.9 %
	土曜日	5.7 %

～ 子育て支援サービス～

	就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
認知状況 「知らない」	ファミリーサポートセンター (91.4%)	ファミリーサポートセンター (89.5%)
利用状況 「利用したことかある」	ファミリーサポートセンター (93.4%)	ファミリーサポートセンター (90.1%)
利用意向 「利用したい」	保育所や幼稚園の園庭等開放 (54.9%)	児童館 (36.7%)

～ 子育てについて～

	就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
不安感・負担感 を感じる	51.5 %	49.8 %
最も悩んでいること	病気や発育・発達 (43.4%)	子供の教育 (40.5%)
充実してほしい 施策	子連れで楽しむ場の増設 (69.3%)	子連れで楽しむ場の増設 (50.3%)

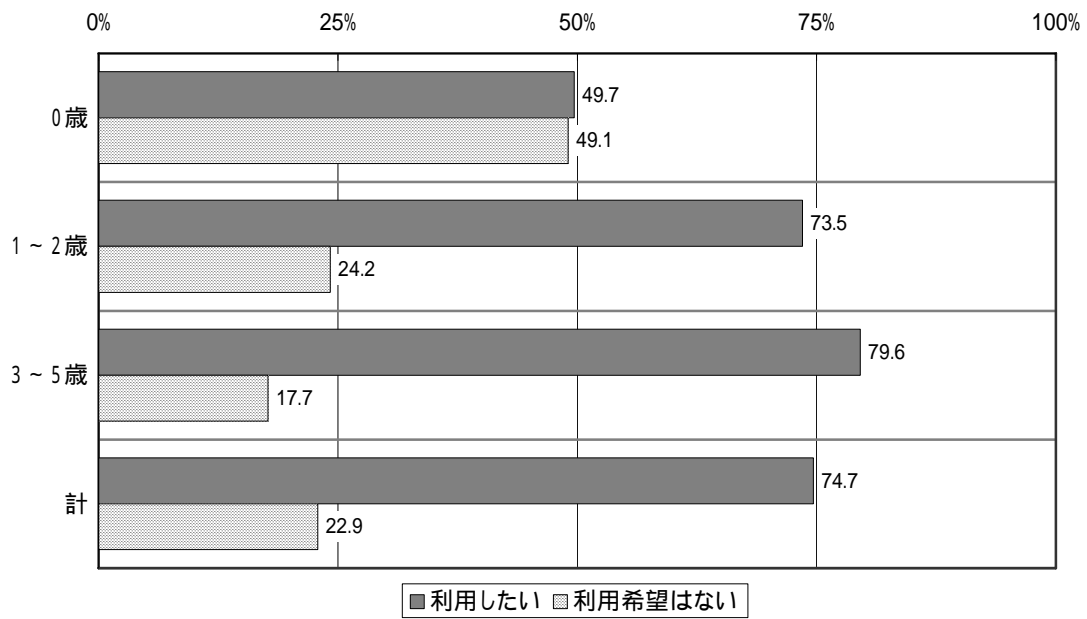
保育サービスについて

ア. 保育サービスの利用希望

(ア) 平日の利用希望

「利用したい」が 74.7%を占め、「利用希望はない」が 22.9%という結果となっています。また、「利用したい」は3～5歳が 79.6%と最も高率で、次いで1～2歳の 73.5%となっています。

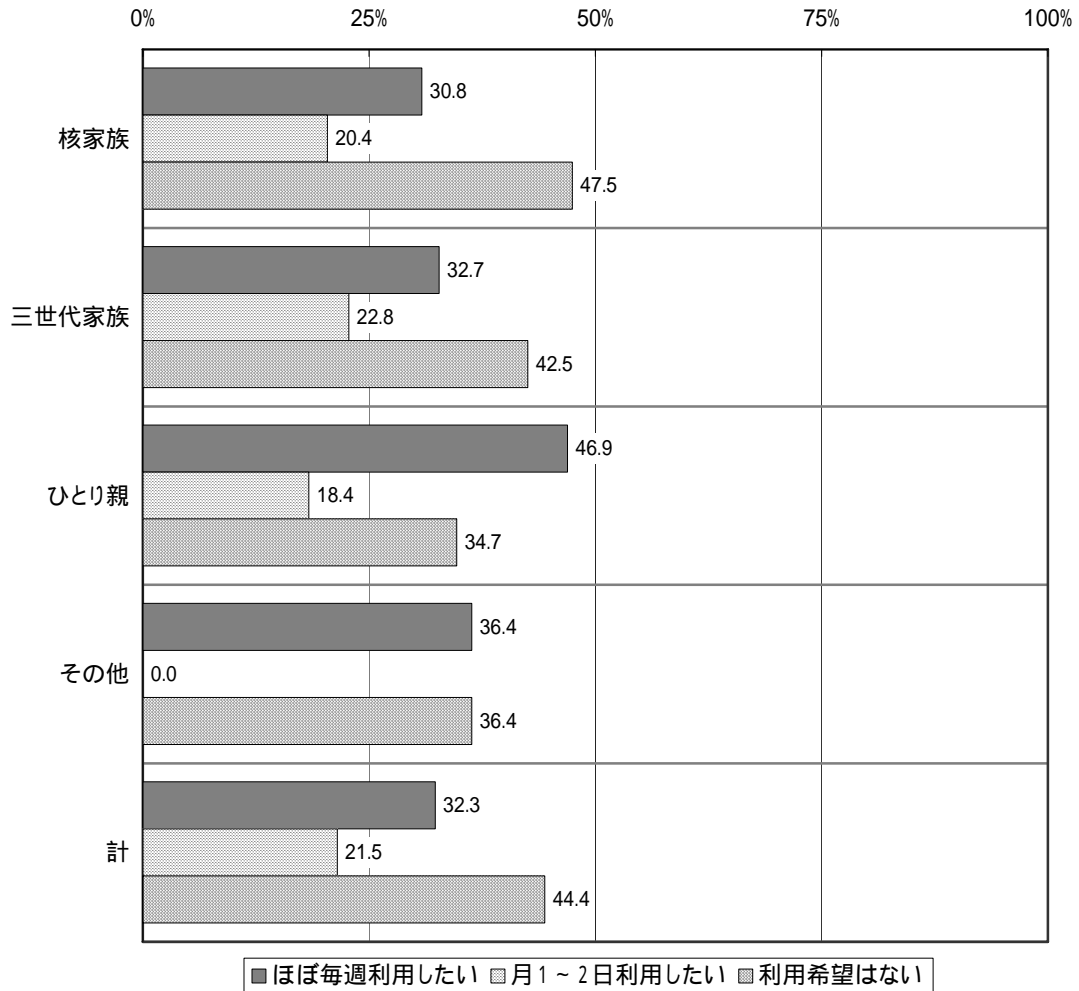
図(資料)-1 保育サービス等の利用希望 (平日)/n=2864



(1) 土曜日の利用希望

「ほぼ毎週利用したい」が32.3%、「月1～2日利用したい」が21.5%、「利用希望はない」が44.4%という結果になっています。

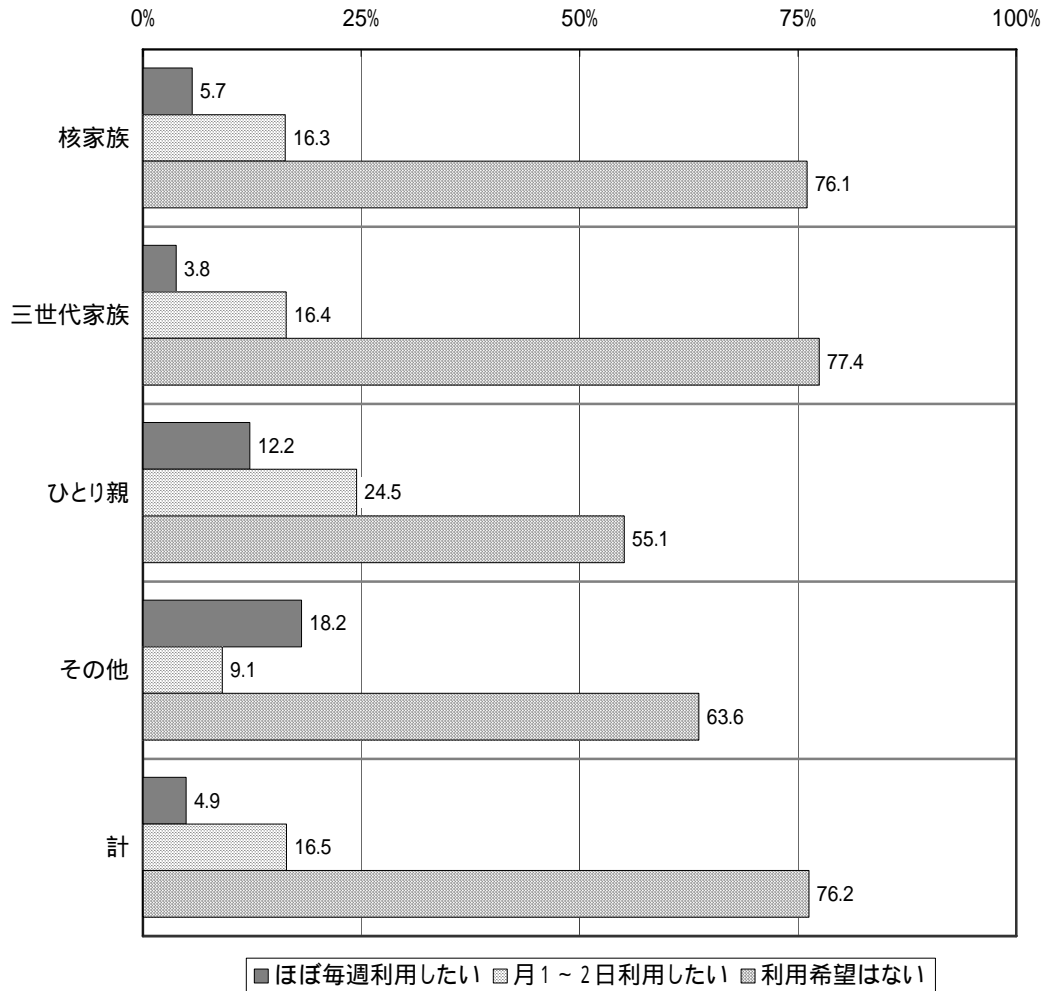
図(資料)-2 保育サービス等の利用希望 (土曜日)/n=2042



(ウ) 日曜日・祝日の利用希望

「ほぼ毎週利用したい」が 4.9%、「月 1～2 日利用したい」が 16.5%、「利用希望はない」が 76.2%という結果になっています。

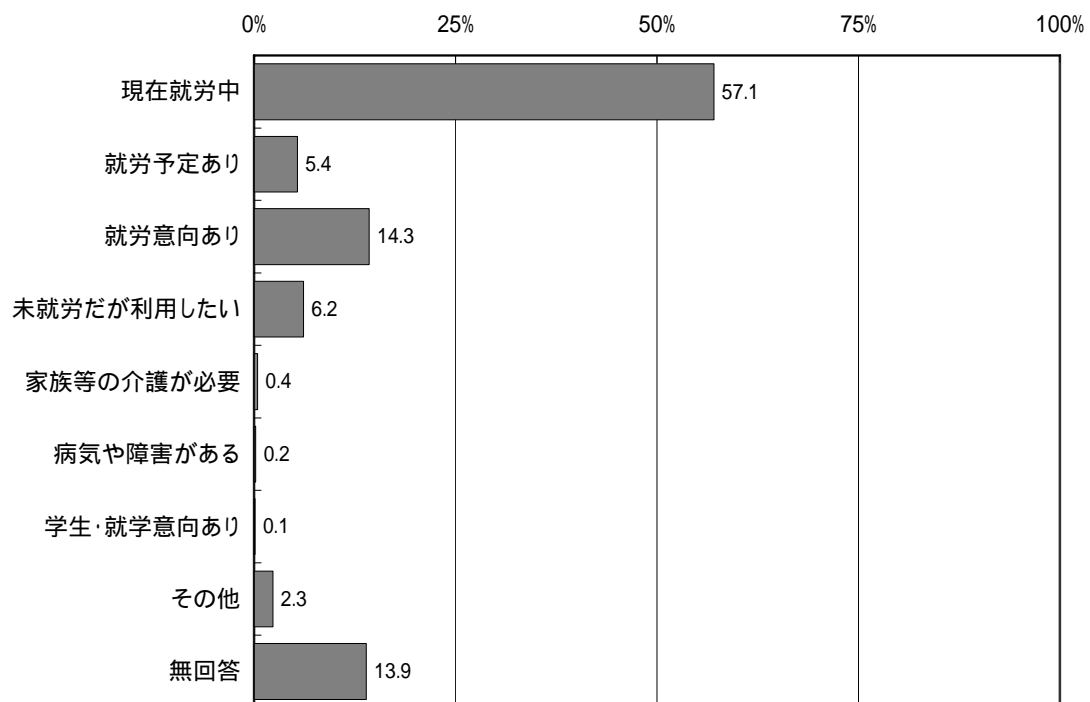
図(資料)-3 保育サービス等の利用希望 (日曜日・祝日)/n=2042



イ. 保育サービス等を利用したい主な理由（平日）

「現在就労中」が 57.1%と最も高率で、「就労意向あり」14.3%、「未就労だが利用したい」6.2%、「就労予定あり」5.4%、「その他」2.3%と続いています。

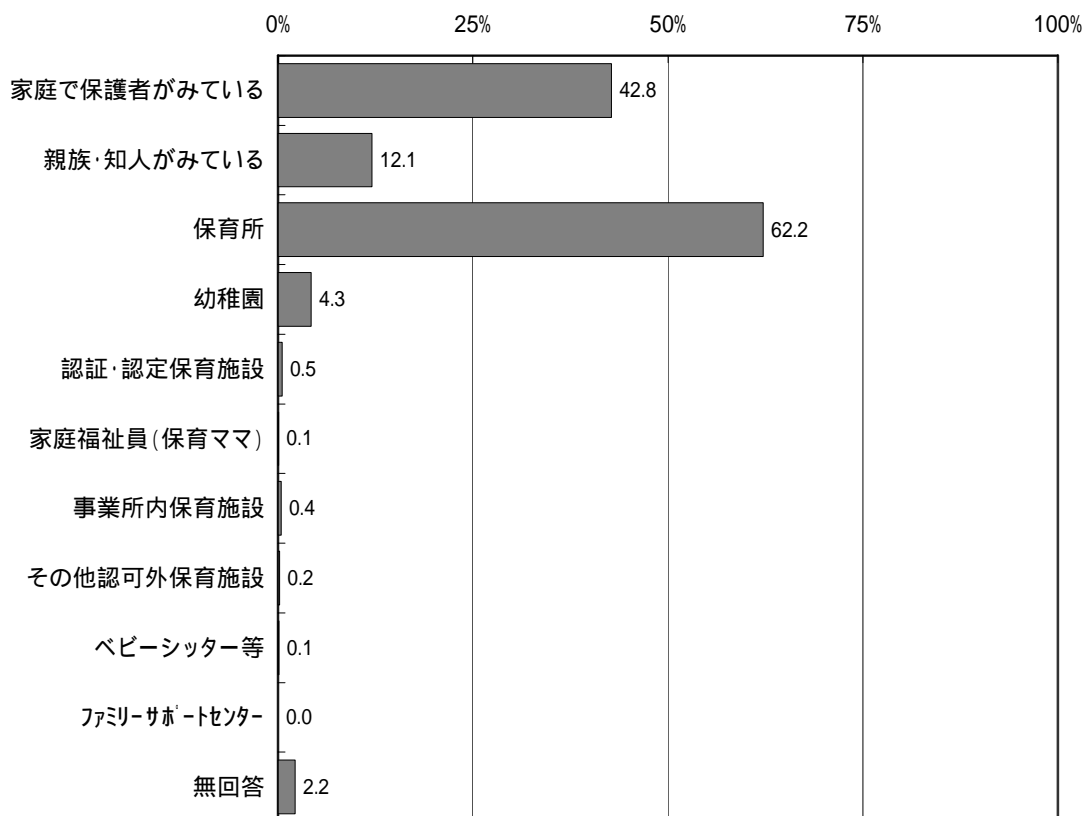
図(資料)-4 保育サービス等を利用したい主な理由（平日）/n=1587



ウ. 保育サービスの利用状況（平日）

「保育所」が62.2%と最も高率で、「家庭で保護者がみている」42.8%、「親族・知人がみている」12.1%、「幼稚園」4.3%の順になっています。

図(資料)-5 保育サービスの利用状況（平日）/n=2864〔重複回答〕

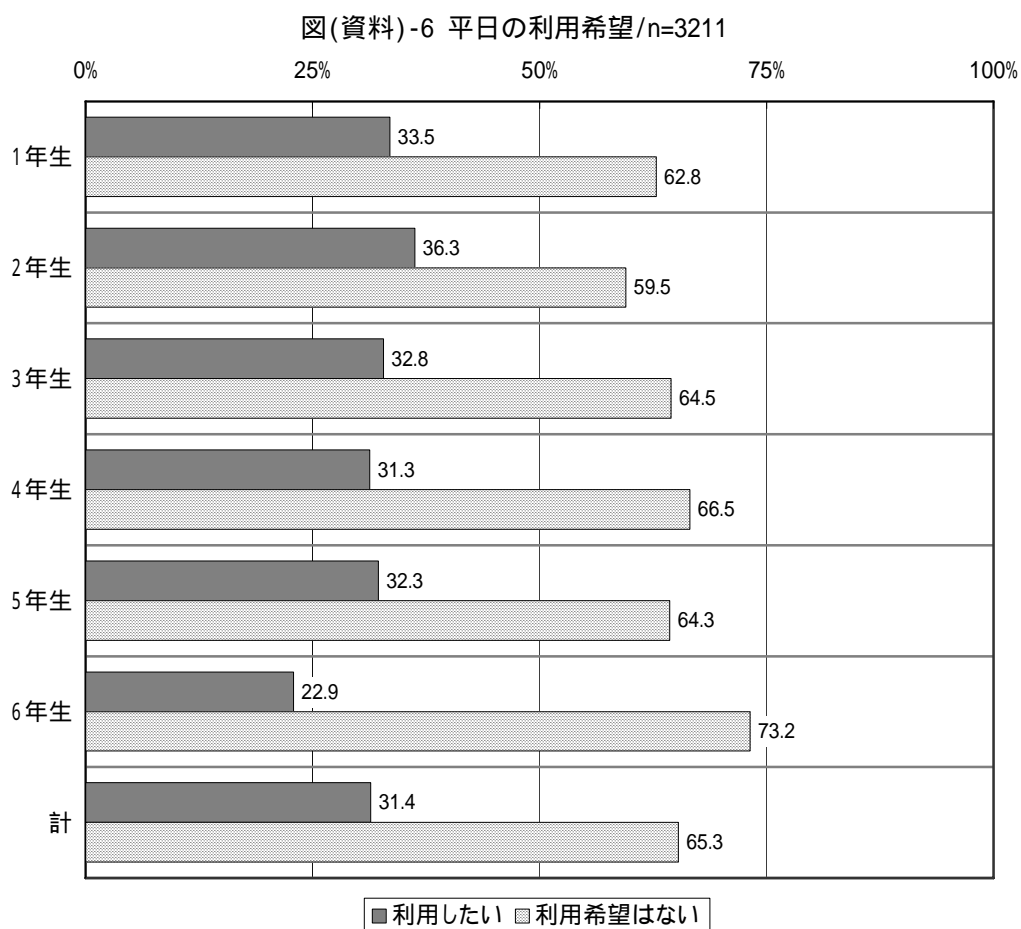


放課後児童クラブについて

ア. 放課後児童クラブの利用希望

(ア) 平日の利用希望

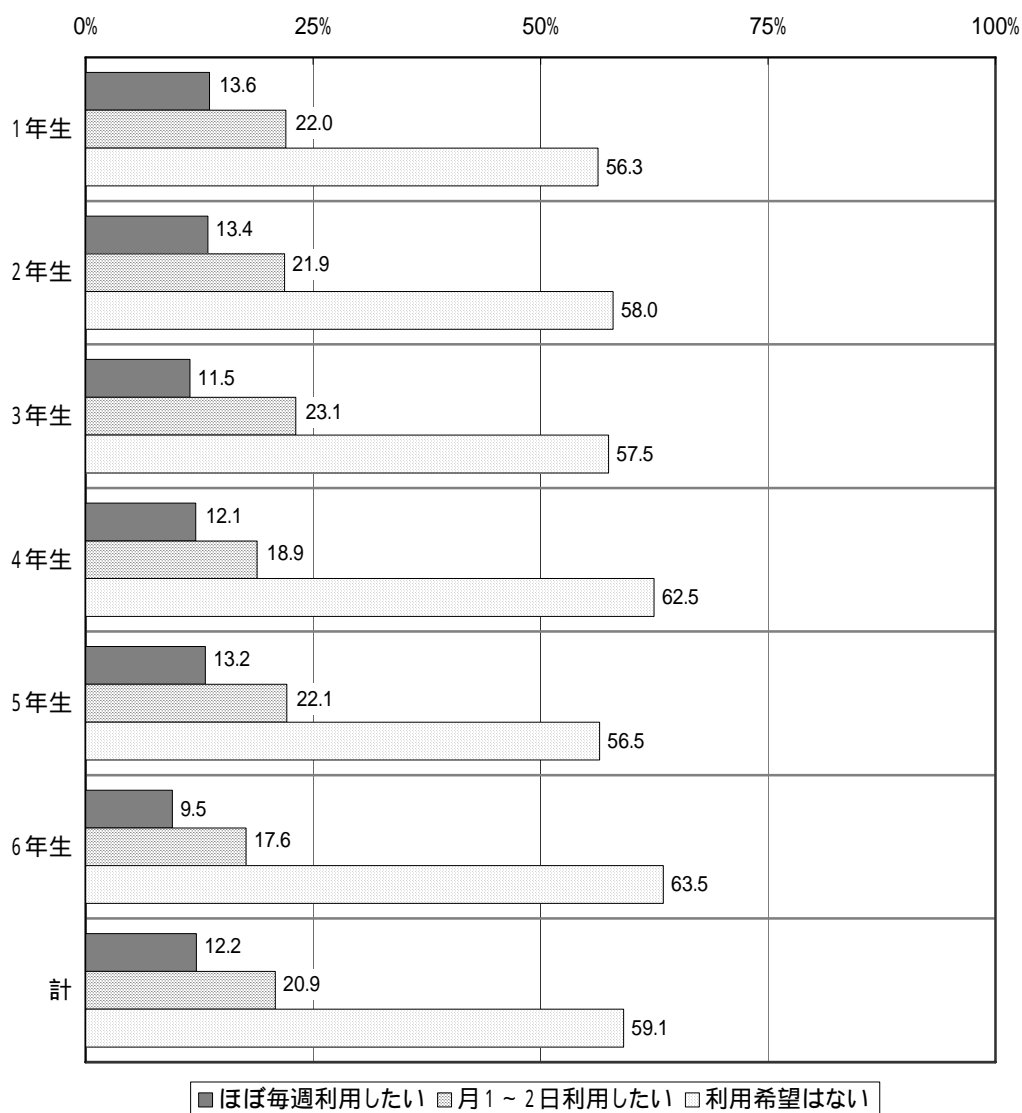
「利用したい」が31.4%、「利用希望はない」が65.3%という結果になっています。また、「利用したい」は2年生が36.3%と最も高率で、1年生33.5%、3年生32.8%、5年生32.3%と続き、「利用希望はない」は6年生73.2%、4年生66.5%、3年生64.5%の順に高率となっています。



(1) 土曜日の利用希望

「ほぼ毎週利用したい」が12.2%、「月1～2日利用したい」が20.9%、「利用希望はない」が59.1%という結果になっています。また、「ほぼ毎週利用したい」は1年生が13.6%と最も高率で、2年生13.4%、5年生13.2%、4年生12.1%と続き、「月1～2日利用したい」は3年生23.1%、5年生22.1%、1年生22.0%、2年生21.9%の順に高率となっています。

図(資料)-7 土曜日の利用希望/n=3211

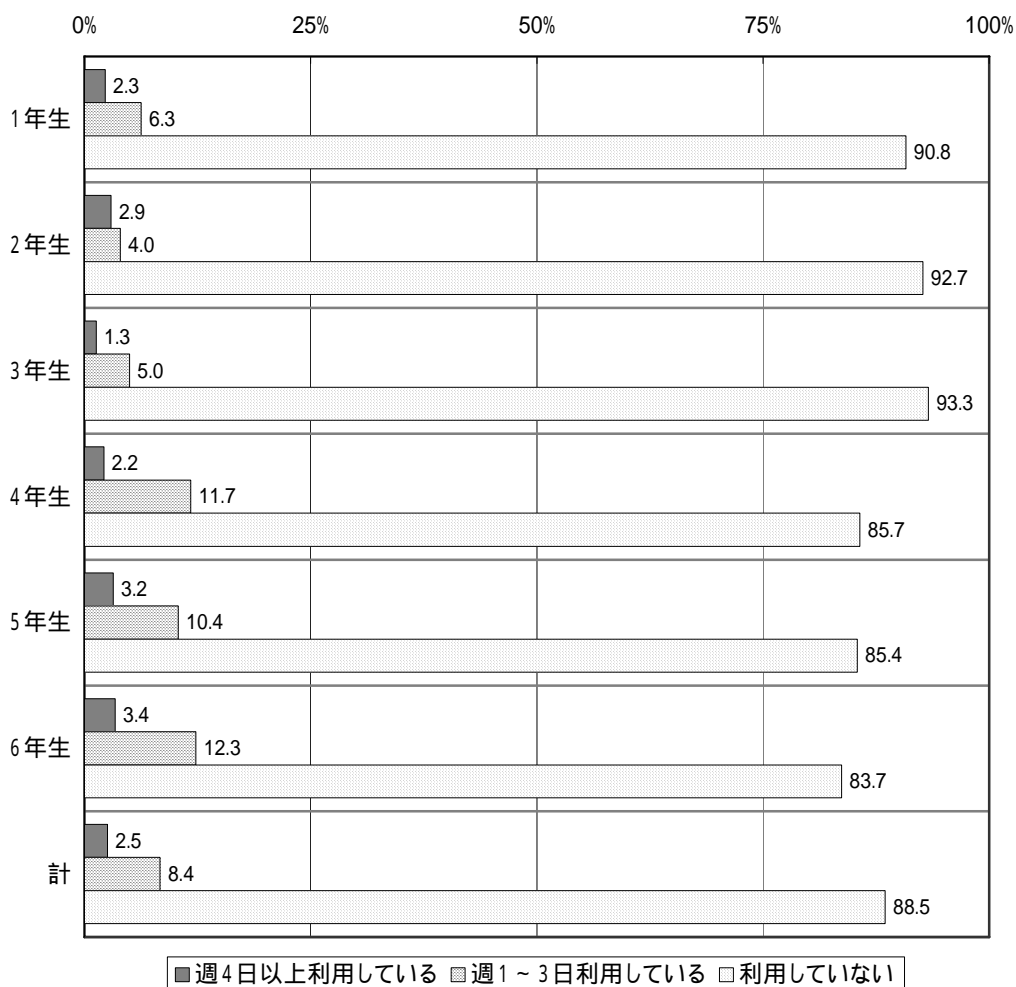


イ. 放課後児童クラブの利用状況

(ア) 平日の利用状況

「週4日以上利用している」が2.5%、「週1～3日利用している」が8.4%、「利用していない」が88.5%という結果になっています。また、「週4日以上利用している」は6年生が3.4%と最も高率で、5年生3.2%、2年生2.9%と続き、「週1～3日利用している」は6年生12.3%、4年生11.7%、5年生10.4%の順となっています。

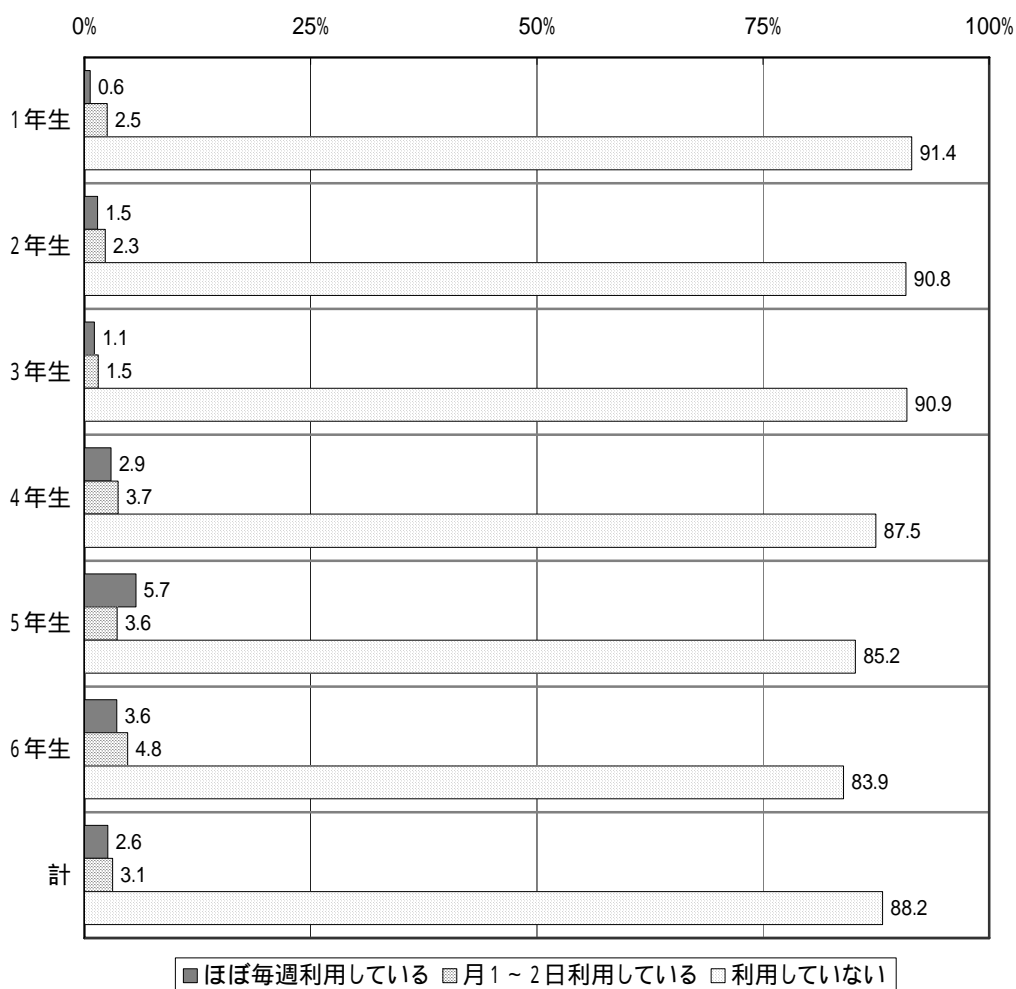
図(資料)-8 平日の利用状況/n=2906



(1) 土曜日の利用状況

「ほぼ毎週利用している」が2.6%、「月1～2日利用している」が3.1%、「利用していない」が88.2%という結果になっています。また、「ほぼ毎週利用している」は5年生が5.7%と最も高率で、6年生3.6%、4年生2.9%、2年生1.5%と続き、「月1～2日利用している」は6年生4.8%、4年生3.7%、5年生3.6%、1年生2.5%の順に高率となっています。

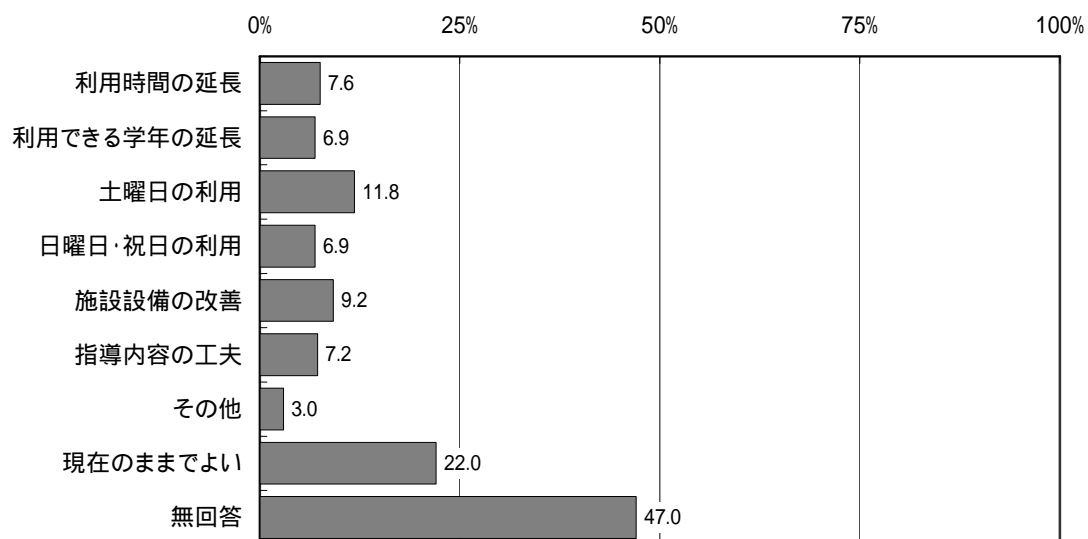
図(資料)-9 土曜日の利用状況/n=2906



ウ. 放課後児童クラブへの要望

「現在のままでよい」が 22.0%と最も高率で、以下、「土曜日の利用」11.8%、「施設設備の改善」9.2%、「利用時間の延長」7.6%、「指導内容の工夫」7.2%と続いています。

図(資料)-10 放課後児童クラブへの要望/現利用者 n=304〔重複回答〕



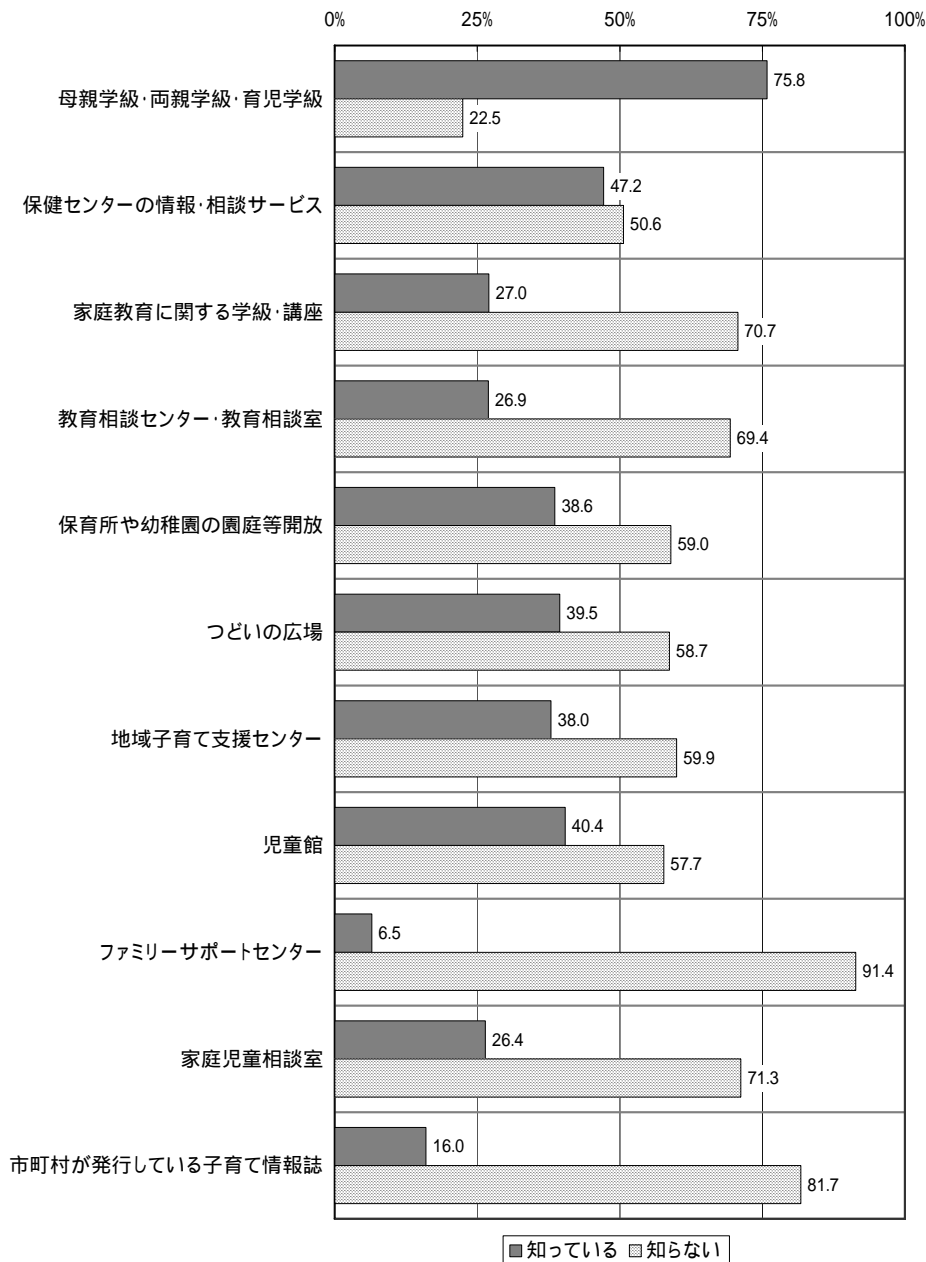
子育て支援サービスについて

ア. 子育て支援サービスの認知状況

(ア) 就学前児童の保護者

『知っている』をみると、「母親学級・両親学級・育児学級」が75.8%と最も高率で、「保健センターの情報・相談サービス」47.2%、「児童館」40.4%、「つどいの広場」39.5%、「保育所や幼稚園の園庭等開放」38.6%、「地域子育て支援センター」38.0%、「家庭教育に関する学級・講座」27.0%と続き、「ファミリーサポートセンター」が6.5%で最も低率となっています。

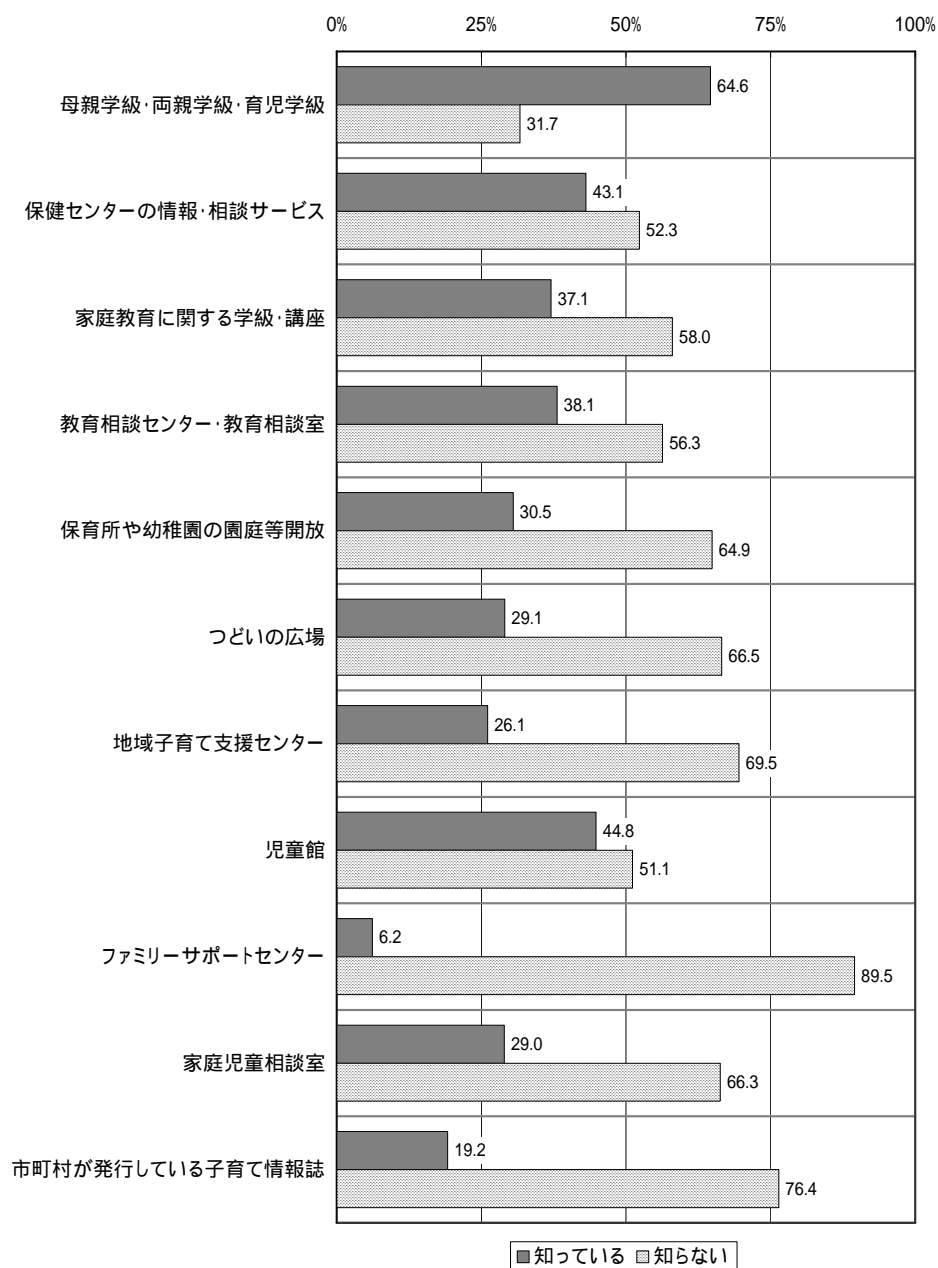
図(資料)-11 就学前児童の保護者の認知状況/n=2042



(1) 小学生児童の保護者

『知っている』をみると、「母親学級・両親学級・育児学級」が64.6%と最も高率で、「児童館」44.8%、「保健センターの情報・相談サービス」43.1%、「教育相談センター・教育相談室」38.1%、「家庭教育に関する学級・講座」37.1%、「保育所や幼稚園の園庭等開放」30.5%と続き、「ファミリーサポートセンター」が6.2%で最も低率となっています。

図(資料)-12 小学生児童の保護者の認知状況/n=2433

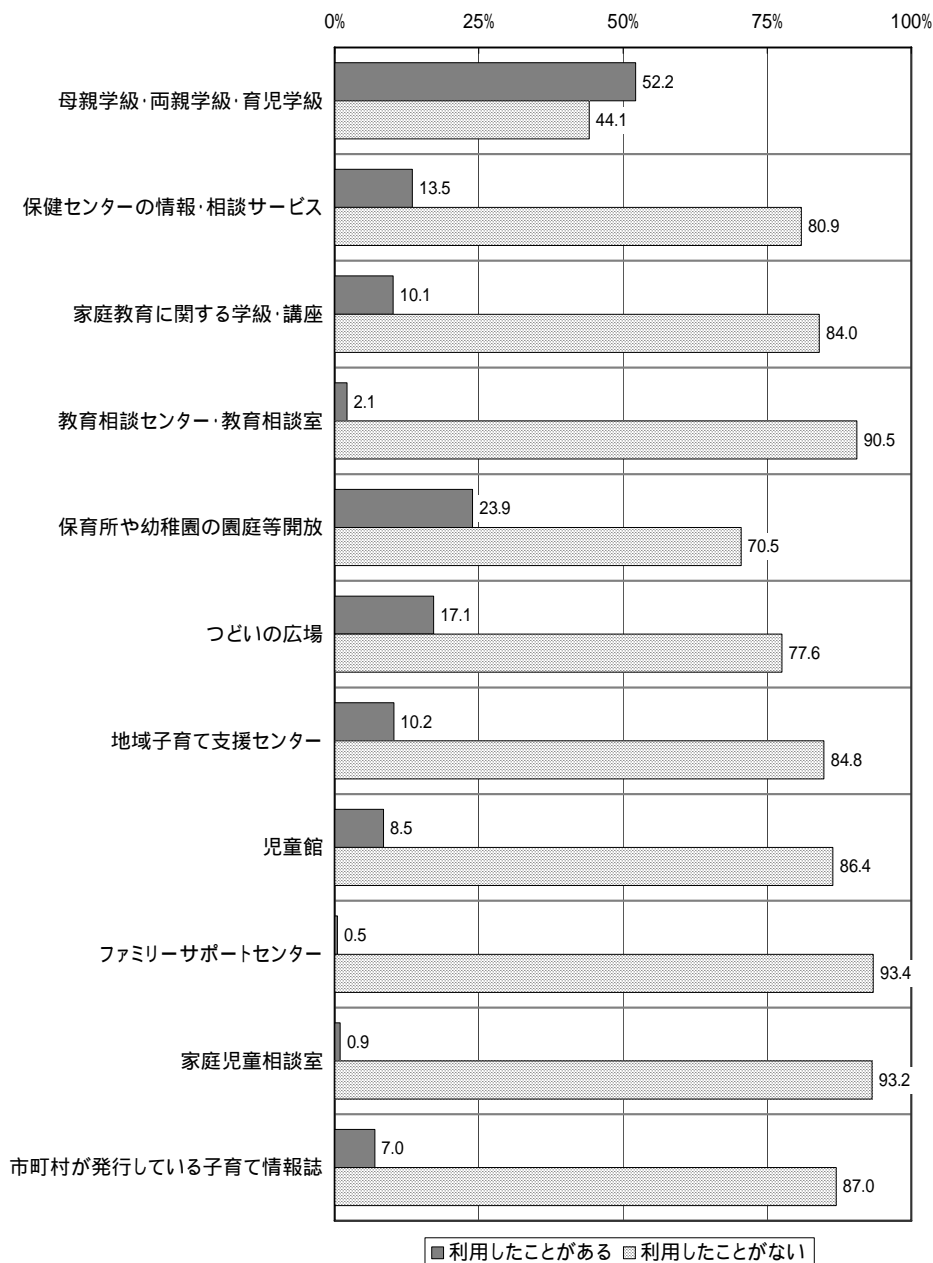


イ. 子育て支援サービスの利用状況

(ア) 就学前児童の保護者

『利用したことがある』をみると、「母親学級・両親学級・育児学級」が52.2%と最も高率で、「保育所や幼稚園の園庭等開放」23.9%、「つどいの広場」17.1%、「保健センターの情報・相談サービス」13.5%、「地域子育て支援センター」10.2%、「家庭教育に関する学級・講座」10.1%、「児童館」8.5%と続き、「ファミリーサポートセンター」が0.5%で最も低率となっています。

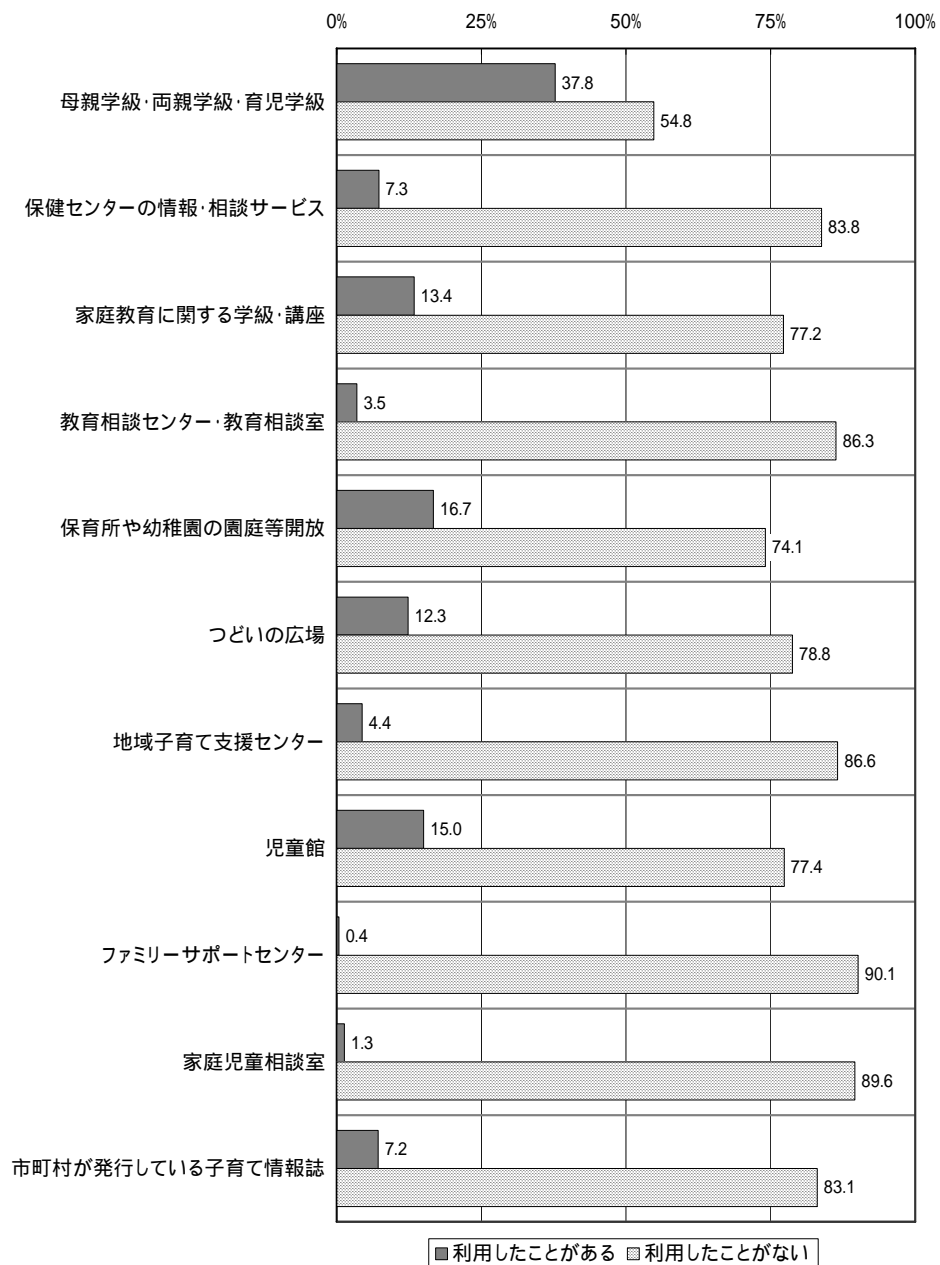
図(資料)-13 就学前児童の保護者の利用状況



(1) 小学生児童の保護者

『利用したことがある』をみると、「母親学級・両親学級・育児学級」が37.8%と最も高率で、「保育所や幼稚園の園庭等開放」16.7%、「児童館」15.0%、「家庭教育に関する学級・講座」13.4%、「つどいの広場」12.3%、「保健センターの情報・相談サービス」7.3%と続き、「ファミリーサポートセンター」が0.4%で最も低率となっています。

図(資料)-14 小学生児童の保護者の利用状況

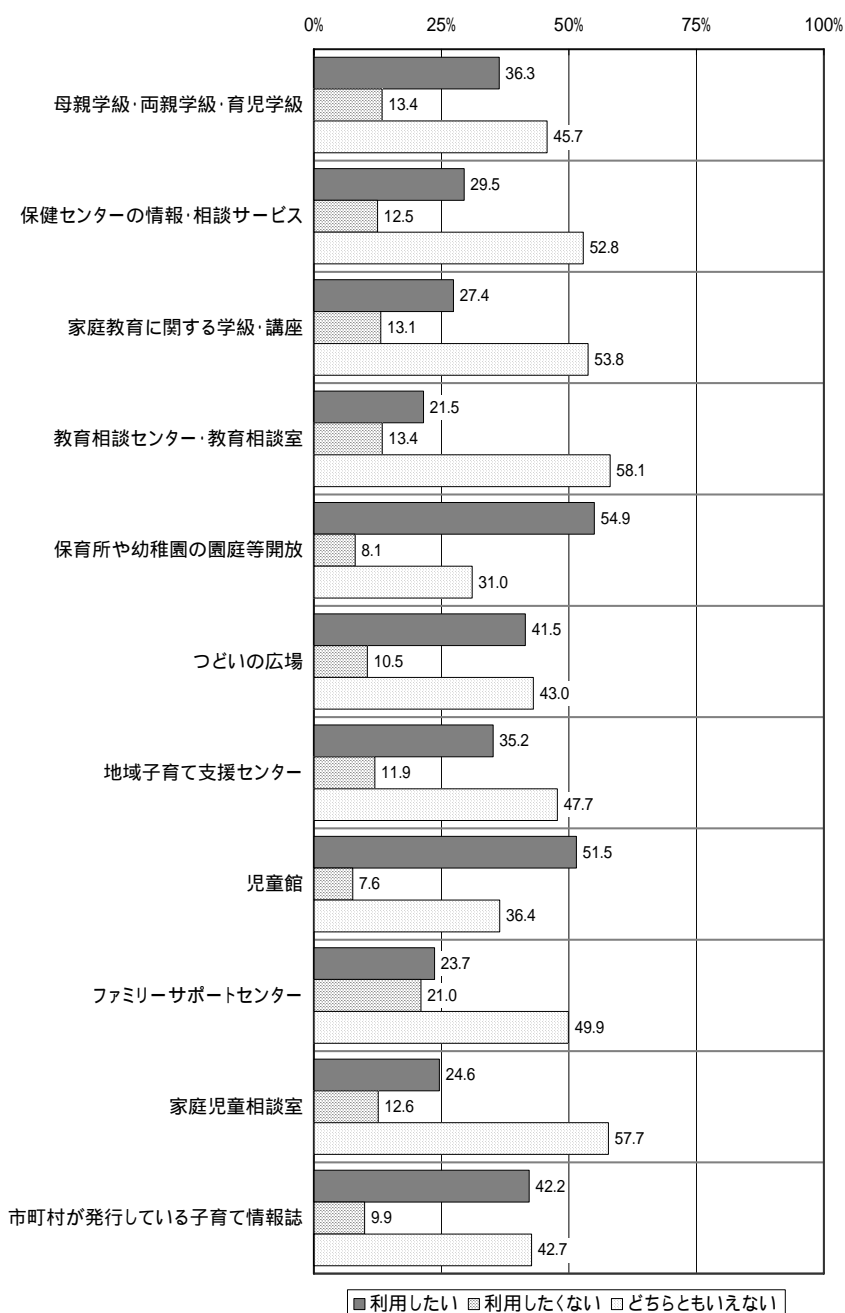


ウ. 子育て支援サービスの利用意向

(ア) 就学前児童の保護者

『利用したい』をみると、「保育所や幼稚園の園庭等開放」が54.9%と最も高率で、「児童館」51.5%、「市町村が発行している子育て情報誌」42.2%、「つどいの広場」41.5%、「母親学級・両親学級・育児学級」36.3%、「地域子育て支援センター」35.2%、「保健センターの情報・相談サービス」29.5%と続き、「教育相談センター・教育相談室」が21.5%で最も低率となっています。

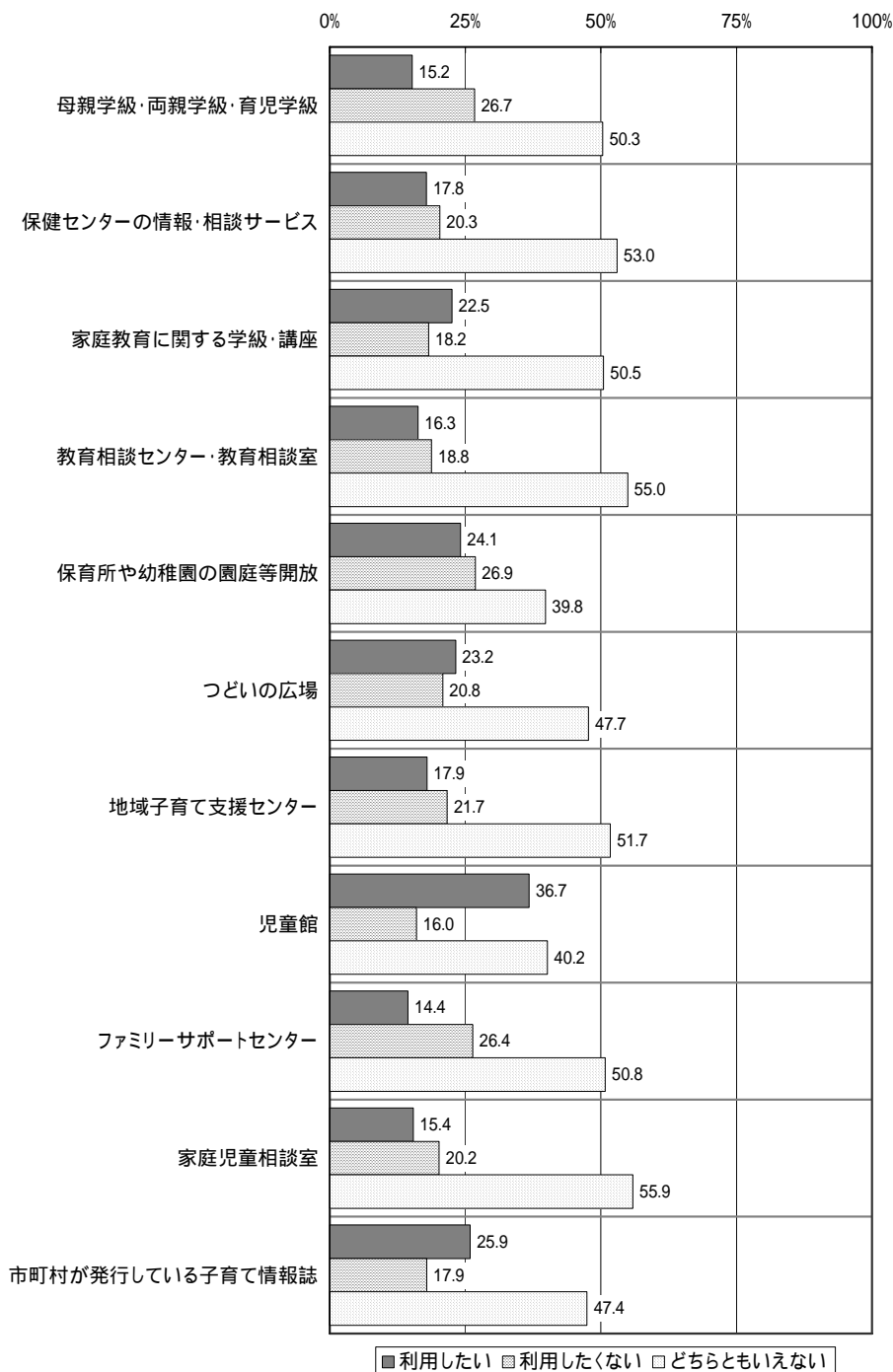
図(資料)-15 就学前児童の保護者の利用意向



(1) 小学生児童の保護者

『利用したい』をみると、「児童館」が36.7%と最も高率で、「市町村が発行している子育て情報誌」25.9%、「保育所や幼稚園の園庭等開放」24.1%、「つどいの広場」23.2%、「家庭教育に関する学級・講座」22.5%、「地域子育て支援センター」17.9%と続き、「ファミリーサポートセンター」が14.4%で最も低率となっています。

図(資料)-16 小学生児童の保護者の利用意向



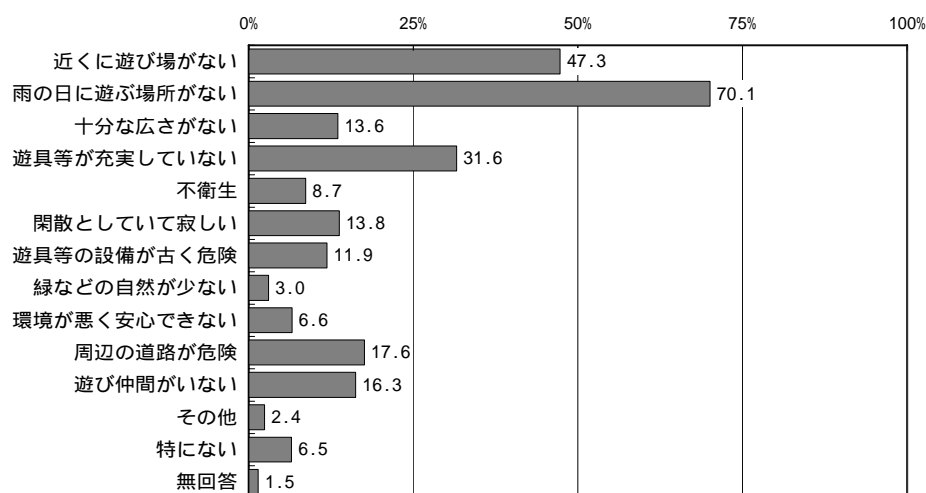
子育てについて

ア. 近くの遊び場について感じていること

(ア) 就学前児童の保護者

「雨の日に遊ぶ場所がない」が70.1%と最も高率で、「近くに遊び場がない」47.3%、「遊具等が充実していない」31.6%、「周辺の道路が危険」17.6%、「遊び仲間がいない」16.3%と続いています。

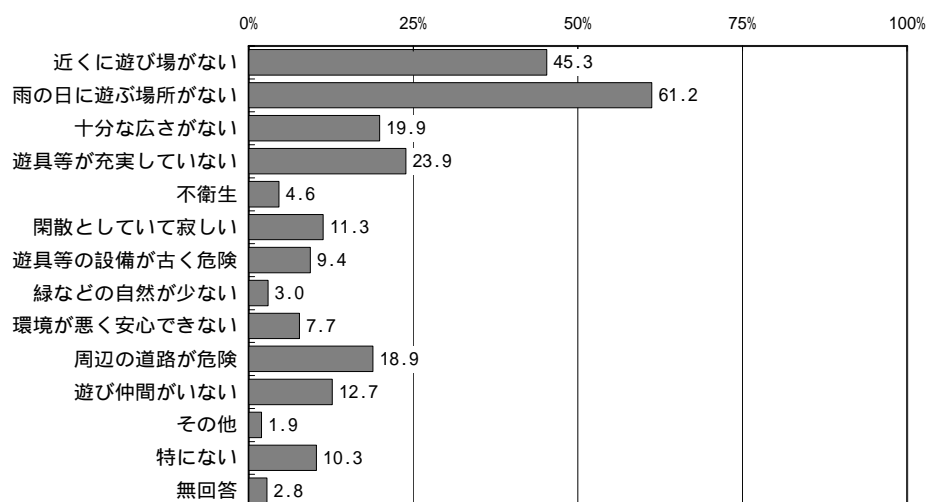
図(資料)-17 近くの遊び場について感じていること/n=2042



(イ) 小学生児童の保護者

「雨の日に遊ぶ場所がない」が61.2%と最も高率で、「近くに遊び場がない」45.3%、「遊具等が充実していない」23.9%、「周辺の道路が危険」18.9%、「遊び仲間がいない」12.7%と続いています。

図(資料)-18 近くの遊び場について感じていること/n=2433

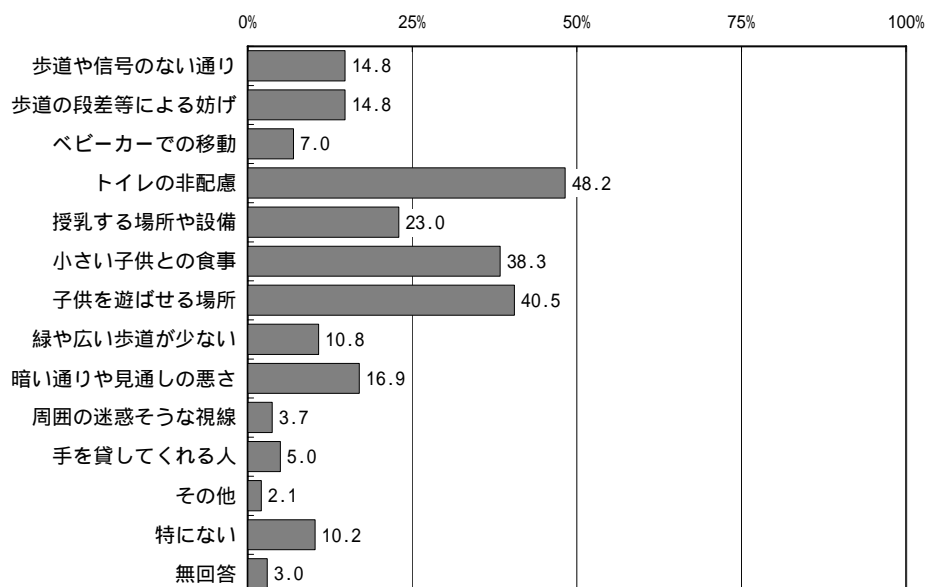


イ. 子どもとの外出時に困ること

(ア) 就学前児童の保護者

「トイレの非配慮」が48.2%と最も高率で、「子供を遊ばせる場所」40.5%、「小さい子供との食事」38.3%と続いています。

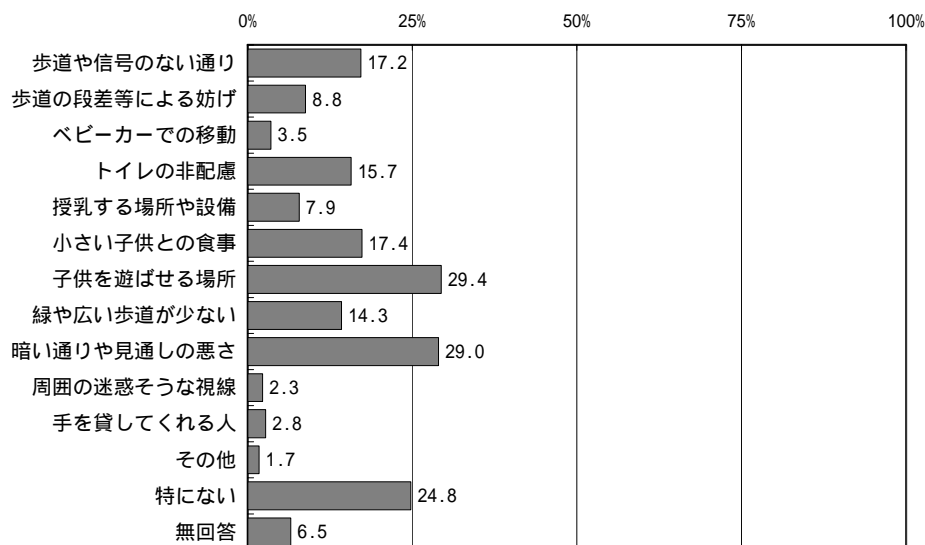
図(資料)-19 子どもとの外出時に困ること/n=2042



(イ) 小学生児童の保護者

「子どもを遊ばせる場所」が29.4%と最も高率で、「暗い通りや見通しの悪さ」29.0%、「小さい子供との食事」17.4%、「歩道や信号のない通り」17.2%と続いております。「特にない」が24.8%となっています。

図(資料)-20 子どもとの外出時に困ること/n=2433

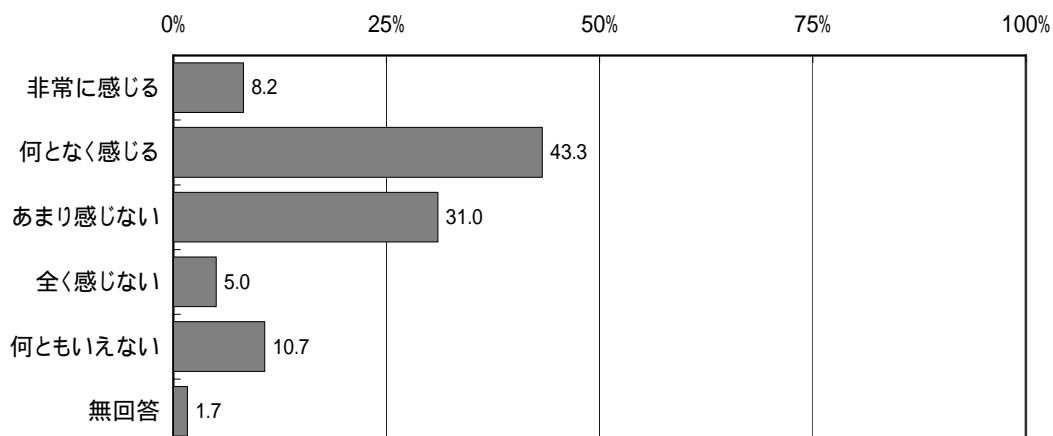


ウ. 子育てに関する不安感・負担感

(ア) 就学前児童の保護者

「非常に感じる」が8.2%、「何となく感じる」が43.3%であり、両者を合わせると51.5%が『感じる』と回答しています。また、「あまり感じない」は31.0%、「全く感じない」は5.0%となっています。

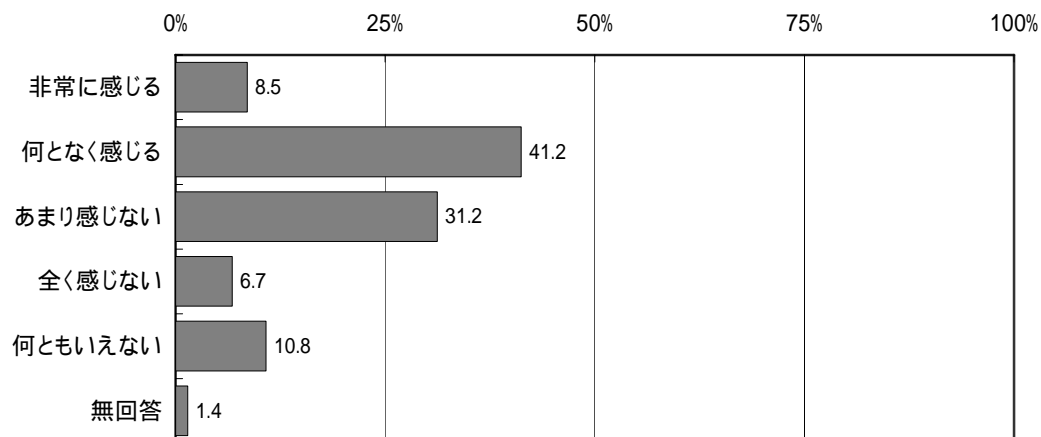
図(資料)-21 就学前児童の保護者/n=2042



(イ) 児童の保護者

「非常に感じる」が8.5%、「何となく感じる」が41.2%であり、両者を合わせると49.8%が『感じる』と回答しています。また、「あまり感じない」は31.2%、「全く感じない」は6.7%となっています。

図(資料)-22 小学生児童の保護者/n=2433

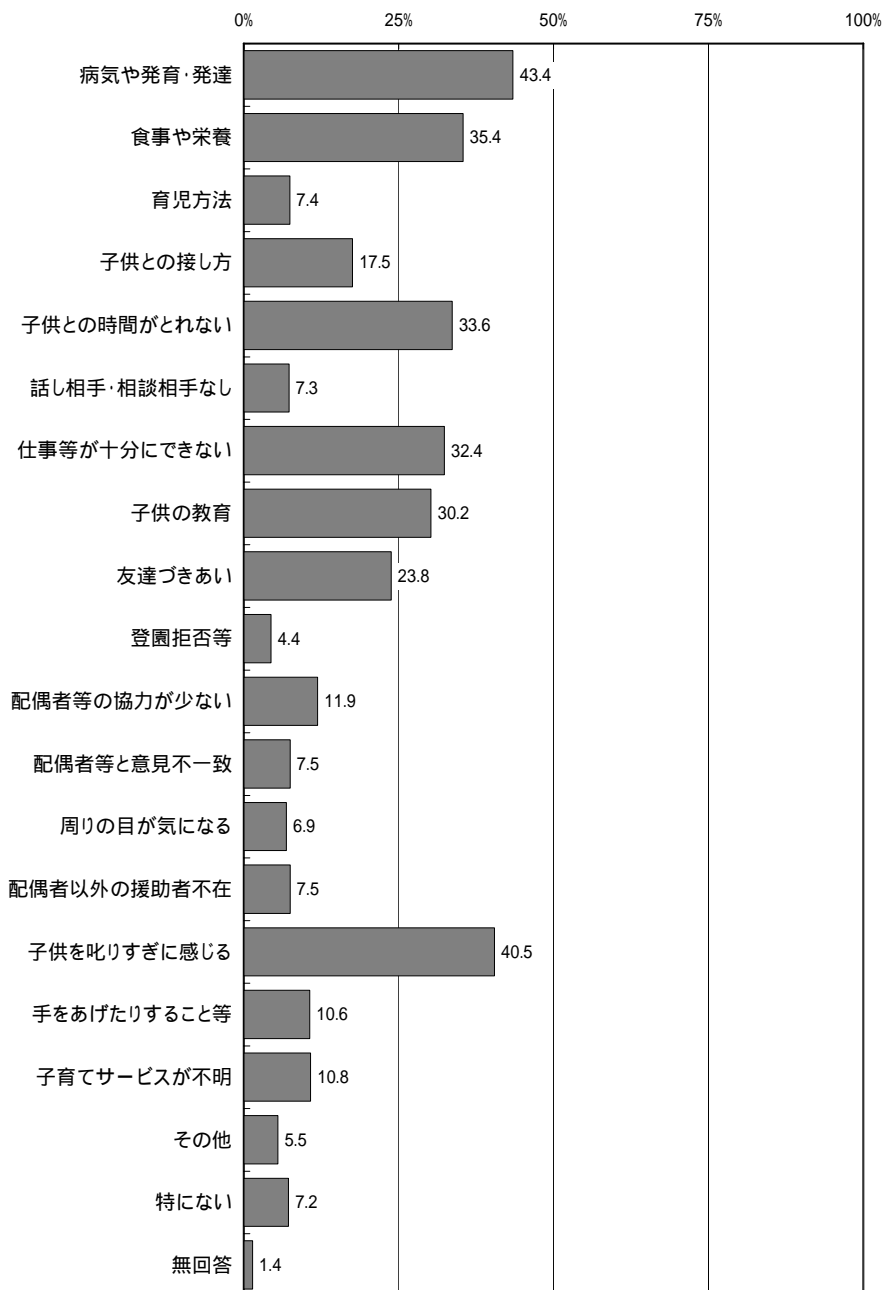


エ. 子育てについて悩んでいること

(ア) 就学前児童の保護者

「病気や発育・発達」が43.4%と最も高率で、以下、「子供を叱りすぎに感じる」40.5%、「食事や栄養」35.4%、「子供との時間がとれない」33.6%、「仕事等が十分にできない」32.4%、「子供の教育」30.2%、「友達づきあい」23.8%の順となっており、7.2%が「特にない」と回答しています。

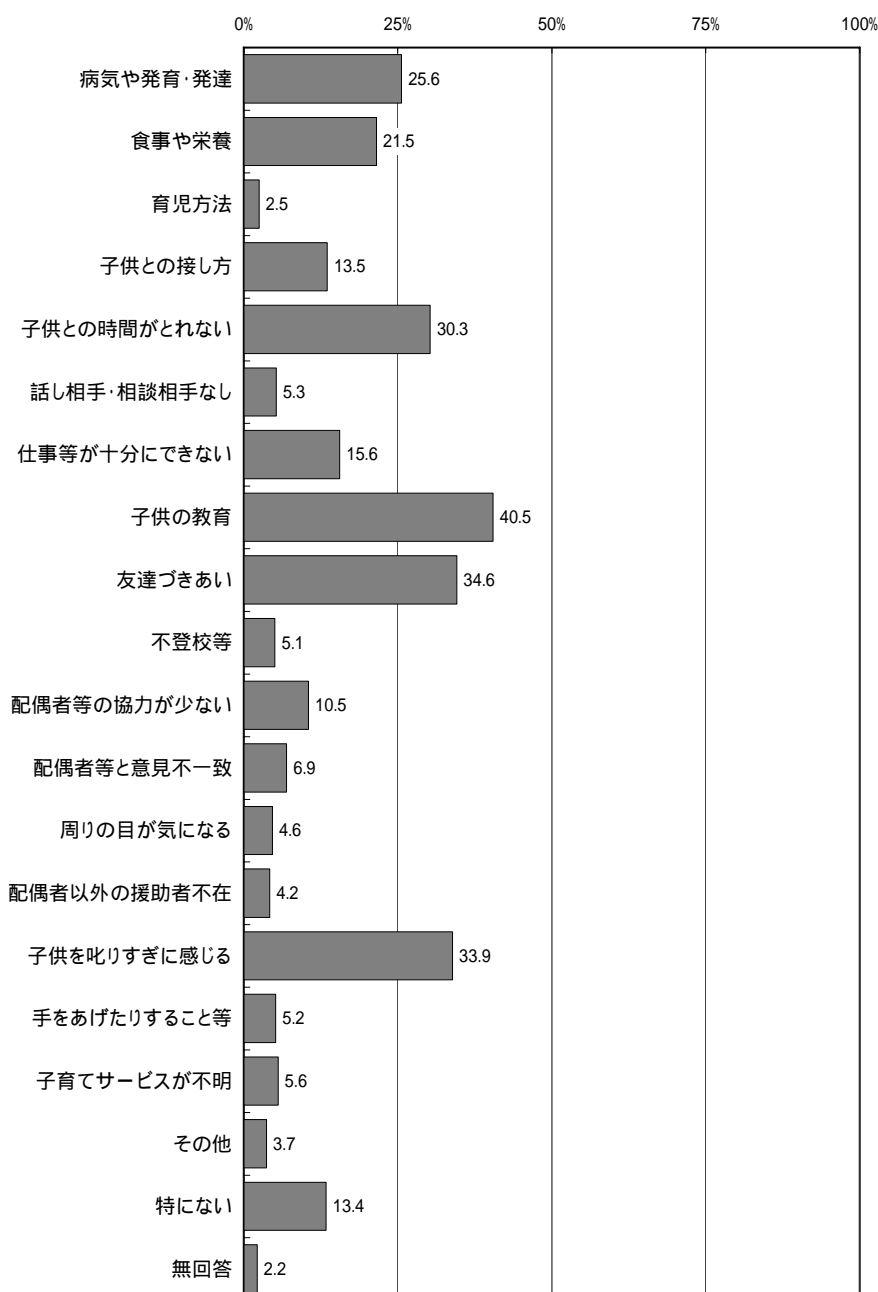
図(資料)-23 就学前児童の保護者/n=2042〔重複回答〕



(1) 小学生児童の保護者

「子供の教育」が40.5%と最も高率で、以下、「友達づきあい」34.6%、「子供を叱りすぎに感じる」33.9%、「子供との時間がとれない」30.3%、「病気や発育・発達」25.6%、「食事や栄養」21.5%、「仕事等が十分にできない」15.6%の順となっており、13.4%が「特にない」と回答となっています。

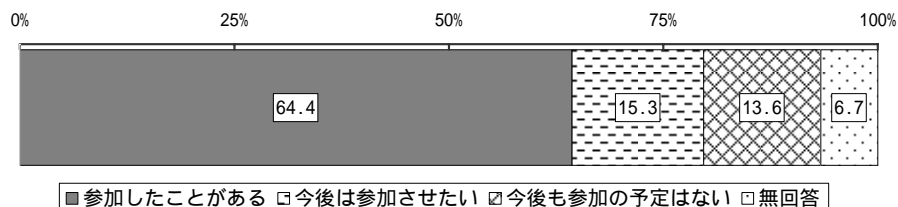
図(資料)-24 小学生児童の保護者/n=2433〔重複回答〕



オ. 地域活動やグループ活動への参加状況

「参加したことがある」が64.4%、「今後は参加させたい」が15.3%、「今後も参加の予定はない」が13.6%となっています。

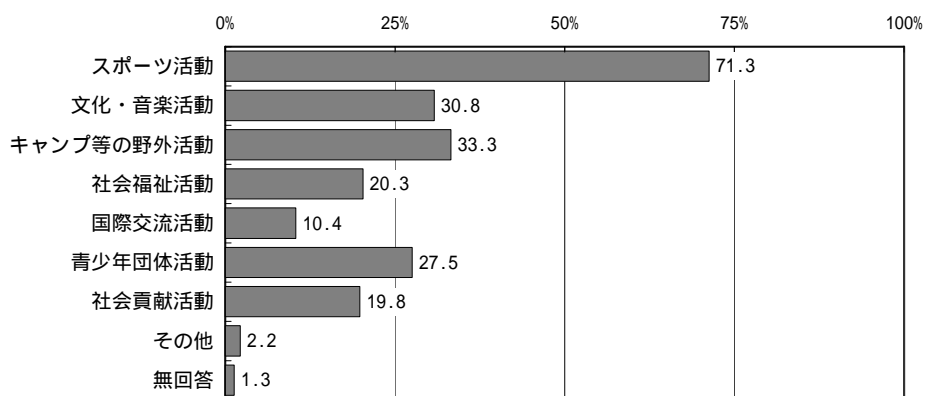
図(資料)-25 地域活動やグループ活動への参加状況/n=2433



カ. 参加したことの活動

参加したことの活動は、「スポーツ活動」が71.3%と最も高率で、次いで「キャンプ等の野外活動」33.3%、「文化・音楽活動」30.8%、「青少年団体活動」27.5%と続いています。

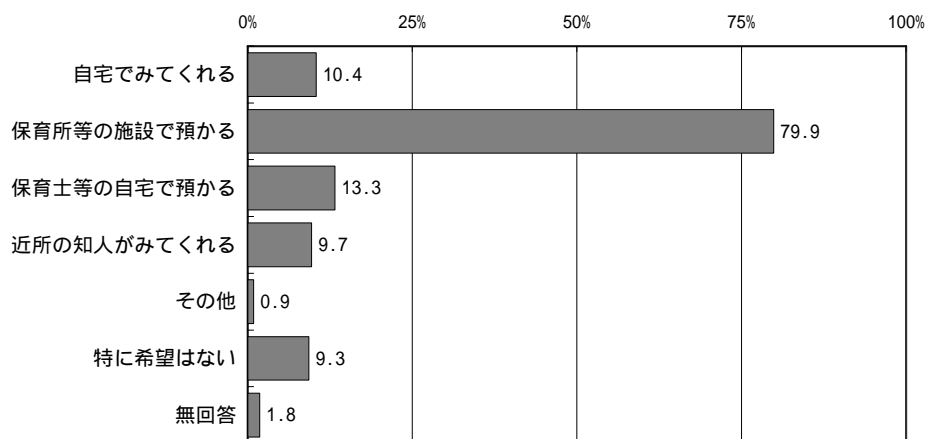
図(資料)-26 参加したことの活動/n=1939



キ. 子どもを預ける場合に希望するサービス

「保育所等の施設で預かる」が79.9%と最も高率で、「保育士等の自宅で預かる」13.3%、「自宅で見てくれる」10.4%と続いています。

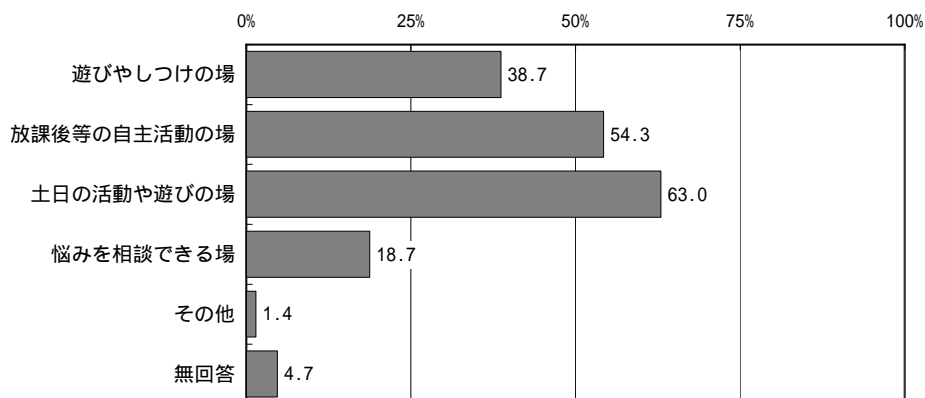
図(資料)-27 子どもを預ける場合に希望するサービス/n=979



ク. 子ども同士の交流の場として望ましいこと

「土曜日の活動や遊びの場」が63.0%と最も高率で、「放課後等の自主活動の場」54.3%、「遊びやしつけの場」38.7%、「悩みを相談できる場」18.7%と続いています。

図(資料)-28 子ども同士の交流の場として望ましいこと/n=2433

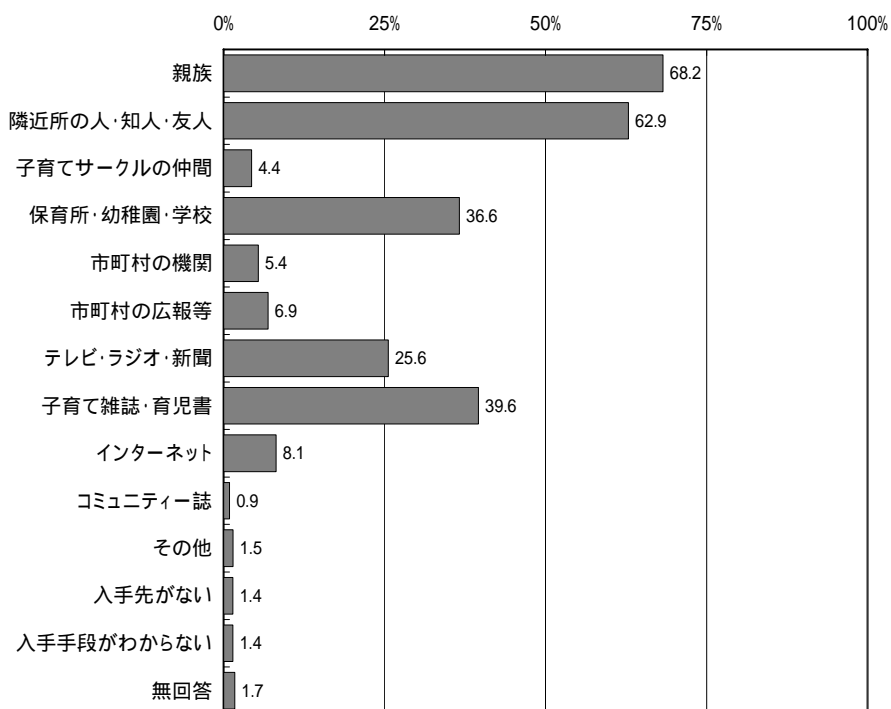


ケ. 子育てに関する情報の入手先

(ア) 就学前児童の保護者

「親族」が68.2%と最も高率で、以下、「隣近所の人・知人・友人」62.9%、「子育て雑誌・育児書」39.6%、「保育所・幼稚園・学校」36.6%、「テレビ・ラジオ・新聞」25.6%、「インターネット」8.1%と続いています。また、1.4%が「入手先がない」、「入手手段がわからない」と回答しています。

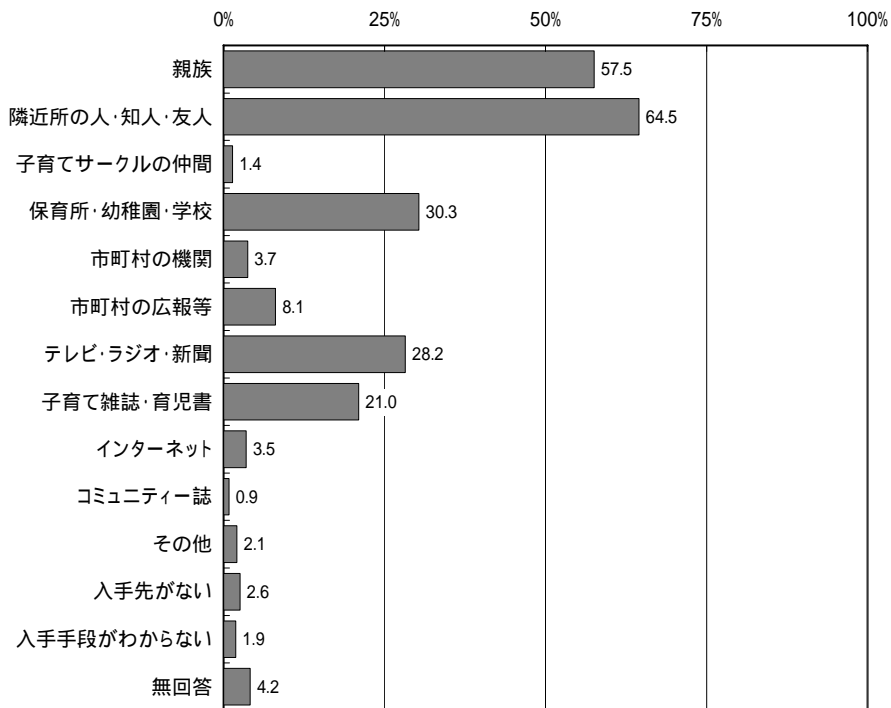
図(資料)-29 就学前児童の保護者/n=2042〔重複回答〕



(1) 小学生児童の保護者

「隣近所の人・知人・友人」が 64.5%と最も高率で、以下、「親族」57.5%、「保育所・幼稚園・学校」30.3%、「テレビ・ラジオ・新聞」28.2%、「子育て雑誌・育児書」21.0%、「市町村の広報等」8.1%と続いています。また、2.6%が「入手先がない」、1.9%が「入手手段がわからない」と回答しています。

図(資料)-30 小学生児童の保護者/n=2433〔重複回答〕

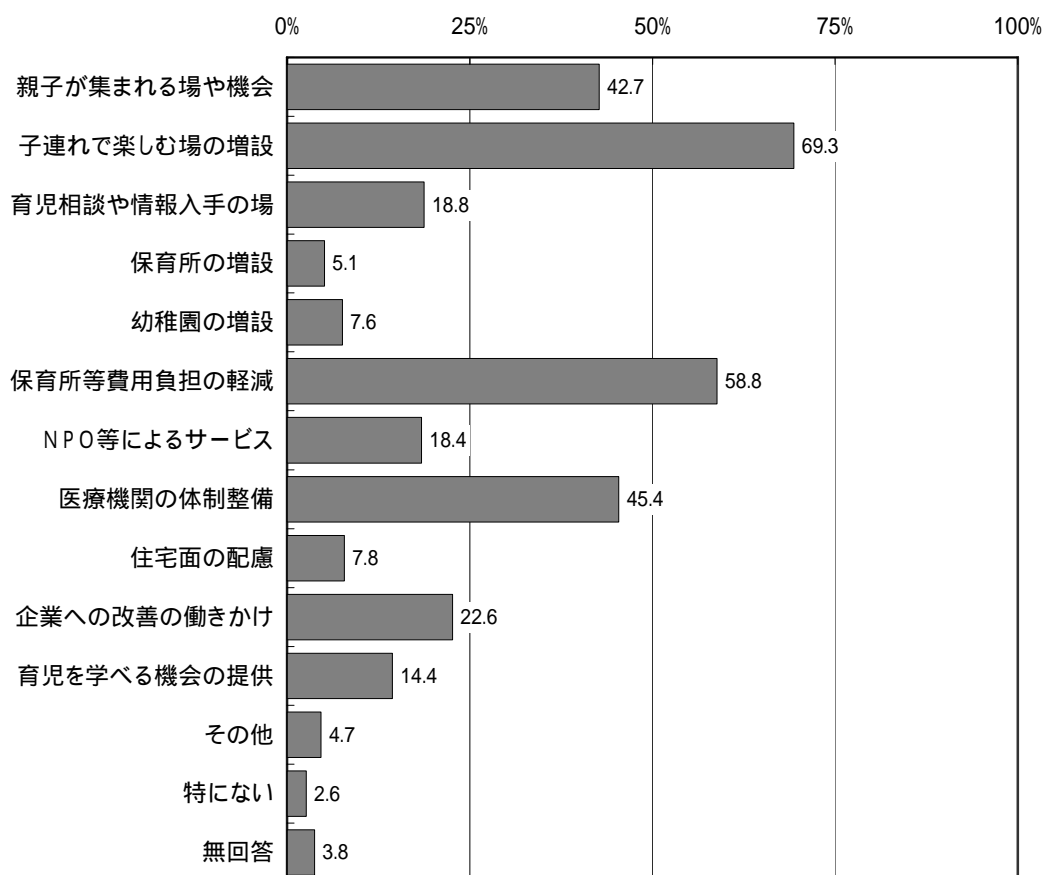


コ. 子育て支援について充実してほしい施策

(ア) 就学前児童の保護者

「子連れで楽しむ場の増設」が69.3%と最も高率で、以下、「保育所等費用負担の軽減」58.8%、「医療機関の体制整備」45.4%、「親子が集まれる場や機会」42.7%、「企業への改善の働きかけ」22.6%、「育児相談や情報入手の場」18.8%、「NPO等によるサービス」18.4%、「育児を学べる機会の提供」14.4%の順となっています。また、2.6%が「特にない」と回答しています。

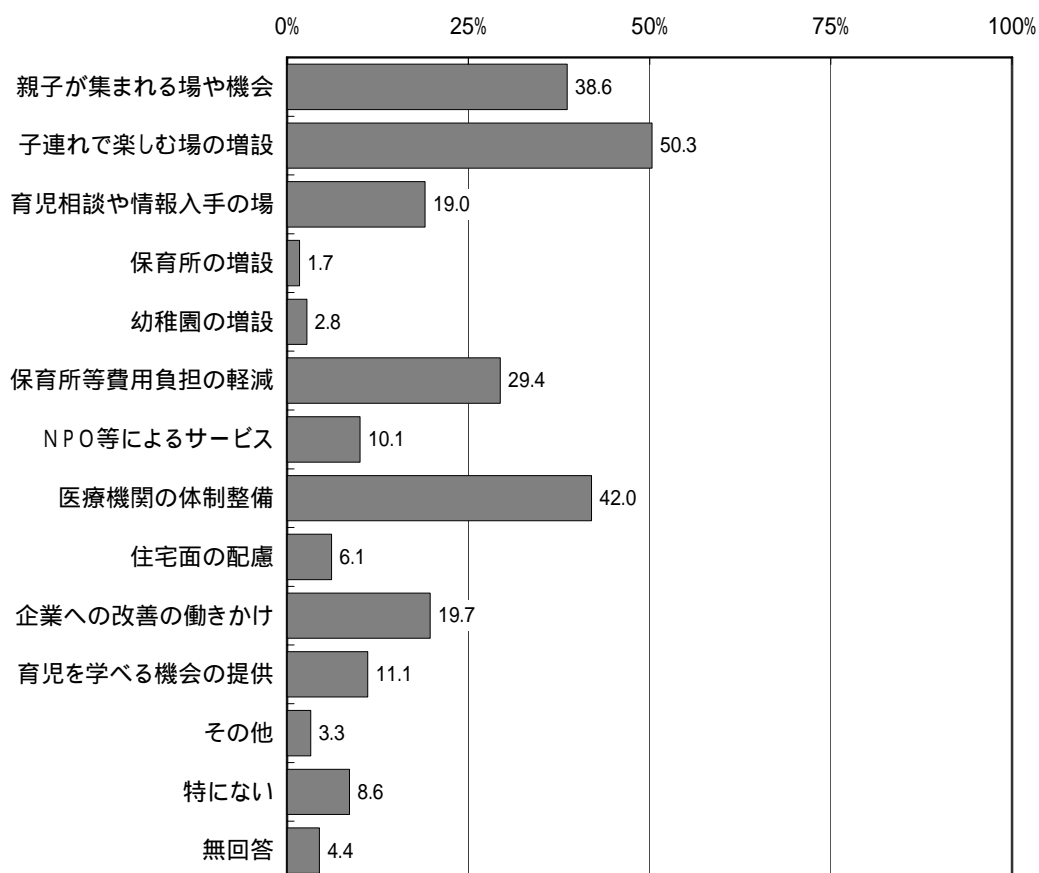
図(資料)-31 就学前児童の保護者/n=2042〔重複回答〕



(1) 小学生児童の保護者

「子連れで楽しむ場の増設」が 50.3%と最も高率で、以下、「医療機関の体制整備」42.0%、「親子が集まれる場や機会」38.6%、「保育所等費用負担の軽減」29.4%、「企業への改善の働きかけ」19.7%、「育児相談や情報入手の場」19.0%、「育児を学べる機会の提供」11.1%、「NPO等によるサービス」10.1%の順となっています。また、8.6%が「特にない」と回答しています。

図(資料)-32 小学生児童の保護者/n=2433〔重複回答〕

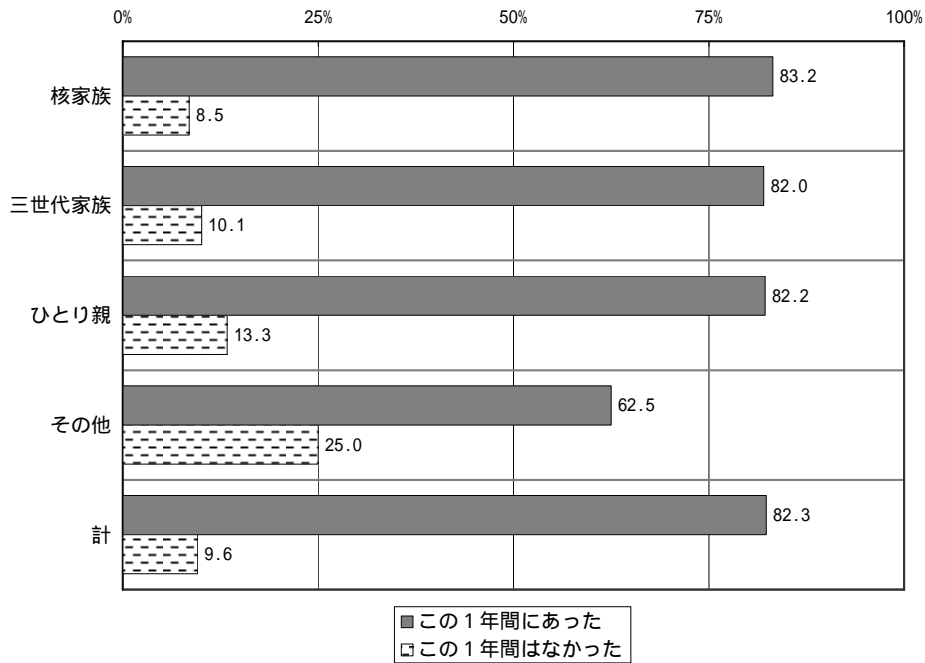


病気で休んだことの有無と対処方法

ア. 病気で休んだことの有無

「この1年間にあった」が82.3%となっています。

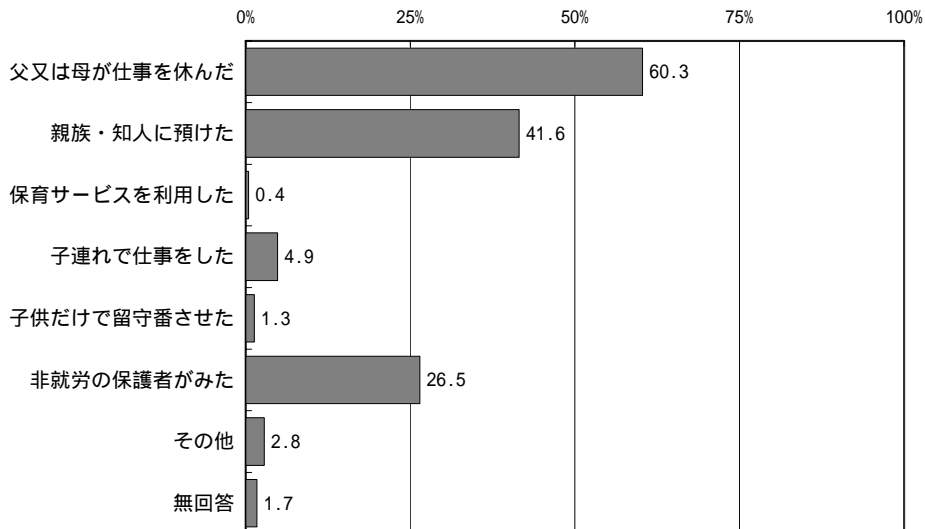
図(資料)-33 病気で休んだことの有無/n=1648



イ. 病気で休んだ場合の対処

「父又は母が仕事を休んだ」が60.3%と最も高率で、「親族・知人に預けた」41.6%、「非就労の保護者がみた」26.5%と続いています。

図(資料)-34 病気で休んだ場合の対処/n=1357

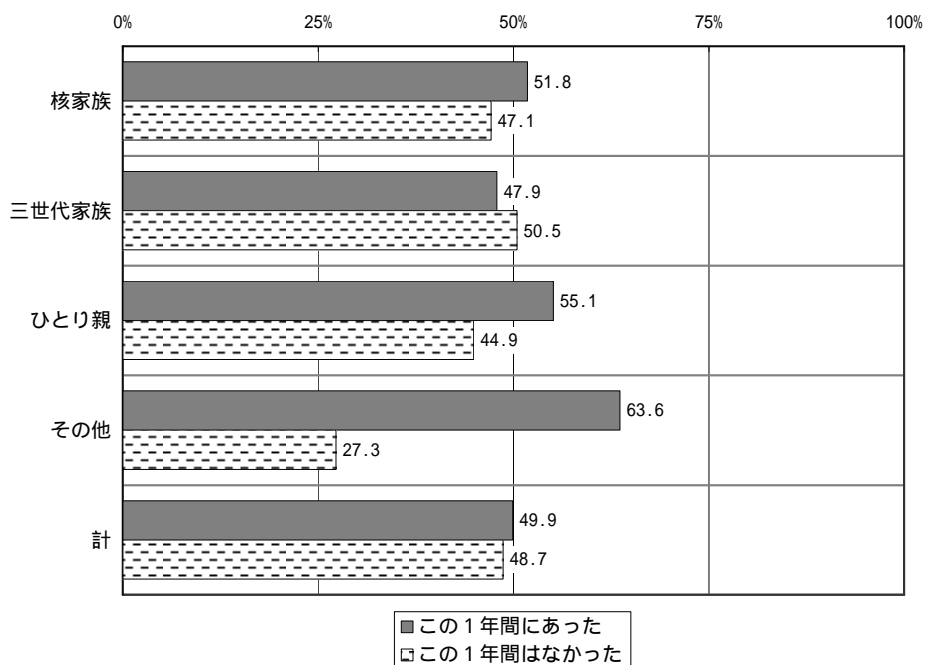


保護者の急用で面倒をみられなかったことの有無と対処方法

ア. 保護者の急用で面倒をみられなかったことの有無

「この1年間にあった」が49.9%となっています。

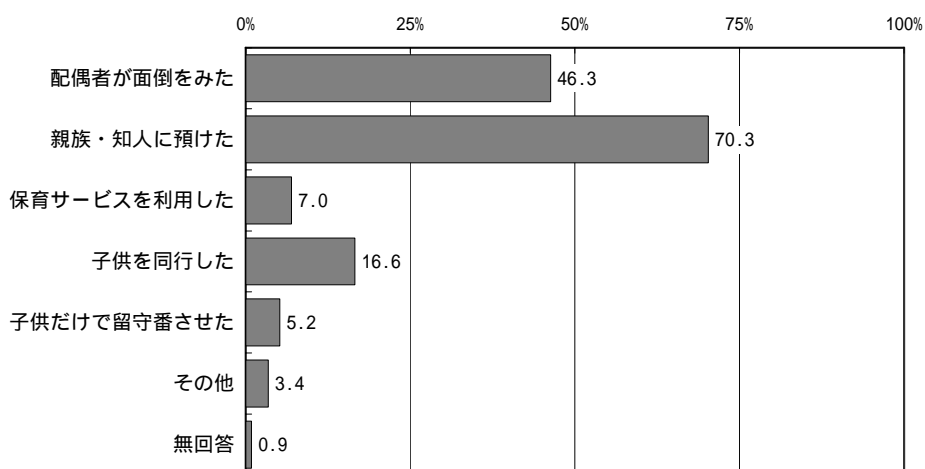
図(資料)-35 保護者の急用で面倒をみられなかったことの有無/n=2042



イ. 面倒をみられなかった場合の対処

「親族・知人に預けた」が70.3%と最も高率で、「配偶者が面倒をみた」48.3%、「子供を同行した」7.0%と続いています。

図(資料)-36 面倒をみられなかった場合の対処/n=1019



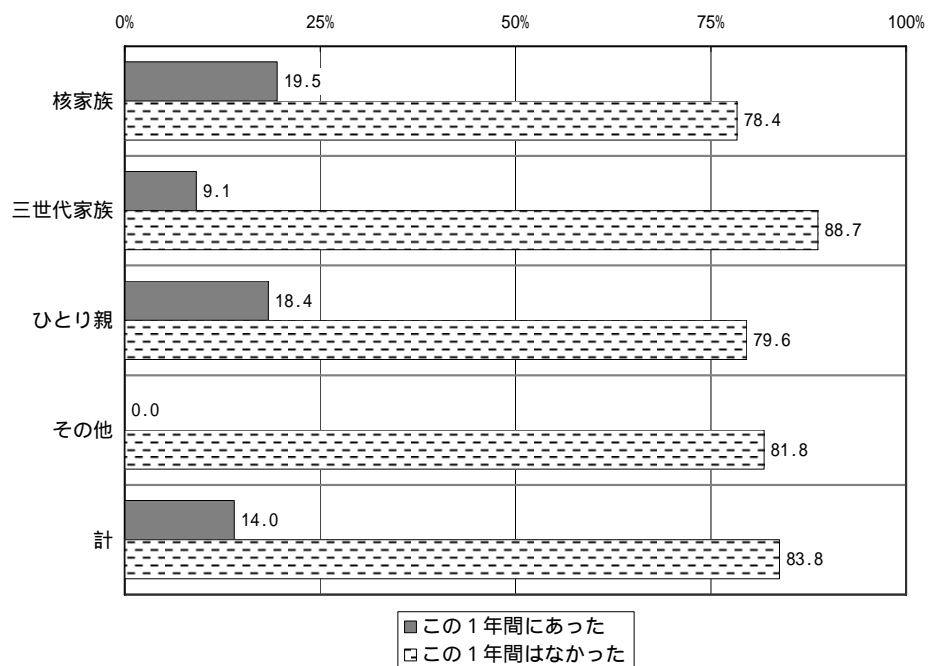
子どもを泊りがけで預けなければならなかったことの有無と対処方法

ア. 子どもを泊りがけで預けなければならなかったことの有無

(ア) 就学前児童の保護者

「この1年間にあった」が14.0%となっています。

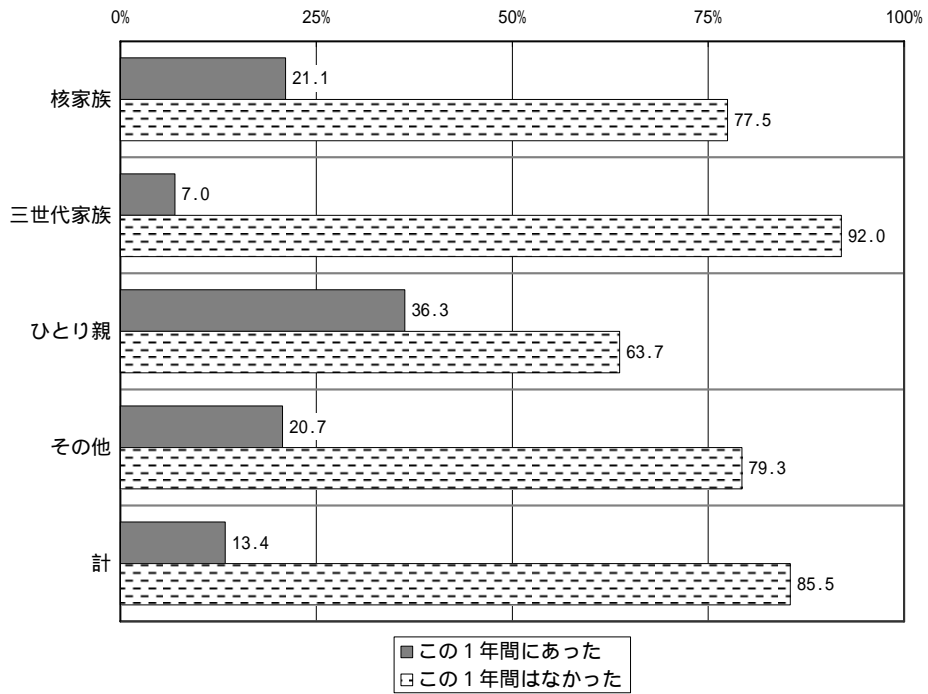
図(資料)-37 子どもを泊りがけで預けなければならなかったことの有無/n=2042



(1) 小学生児童の保護者

「この1年間にあった」が13.4%となっています。

図(資料)-38 子どもを泊りがけで預けなければならなかったことの有無/n=2433

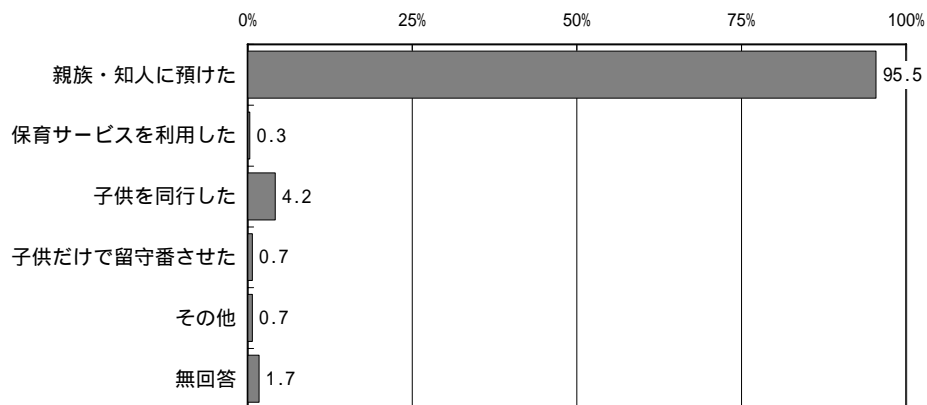


イ. 泊りがけで預けなければならなかった場合の対処

(ア) 就学前児童の保護者

「親族・知人に預けた」が95.5%と最も高率で、「子供を同行した」4.2%と続いています。

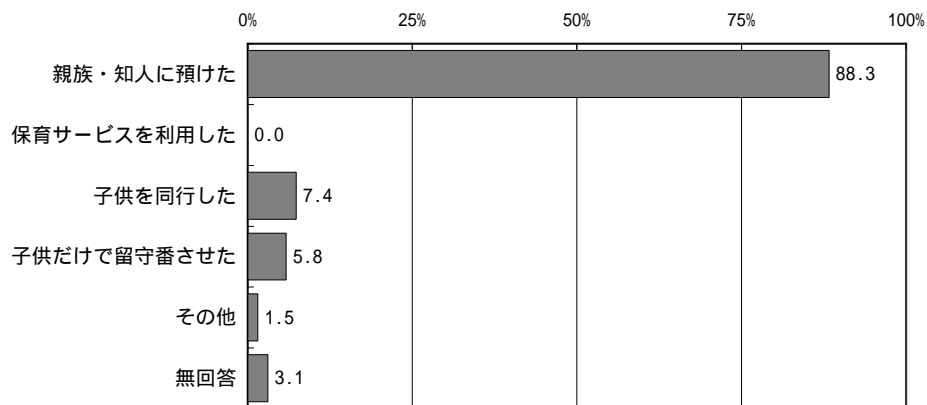
図(資料)-39 泊りがけで預けなければならなかった場合の対処/n=273



(イ) 小学生児童の保護者

「親族・知人に預けた」が88.3%と最も高率で、「子供を同行した」7.4%、「子供だけで留守番させた」5.6%と続いています。

図(資料)-40 泊りがけで預けなければならなかった場合の対処/n=287

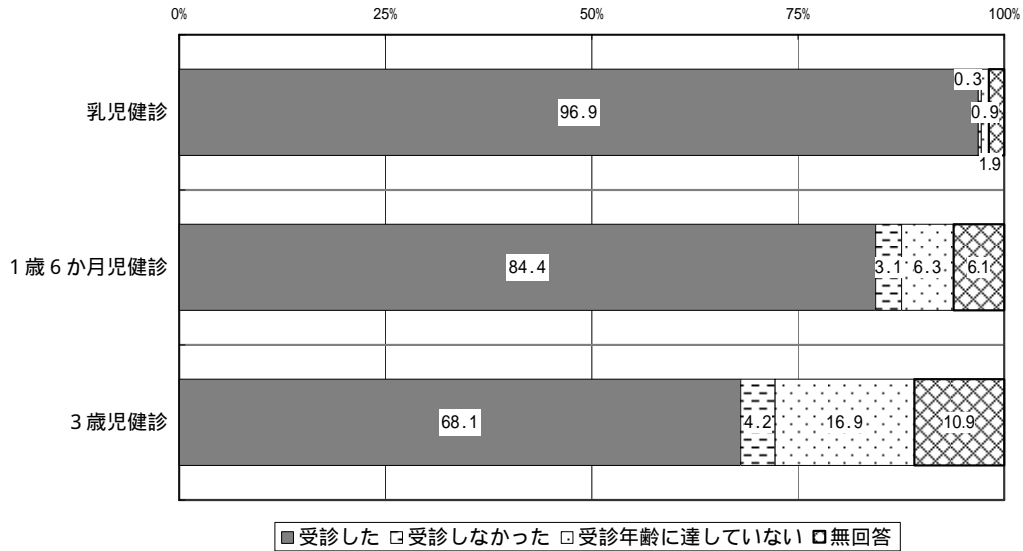


健診の受診状況と満足度

ア. 健診の受診状況

「受診した」割合をみると、乳児検診が 96.9%と最も高率で、次いで1歳6か月児健診の 84.4%、3歳児健診の 68.1%となっています。

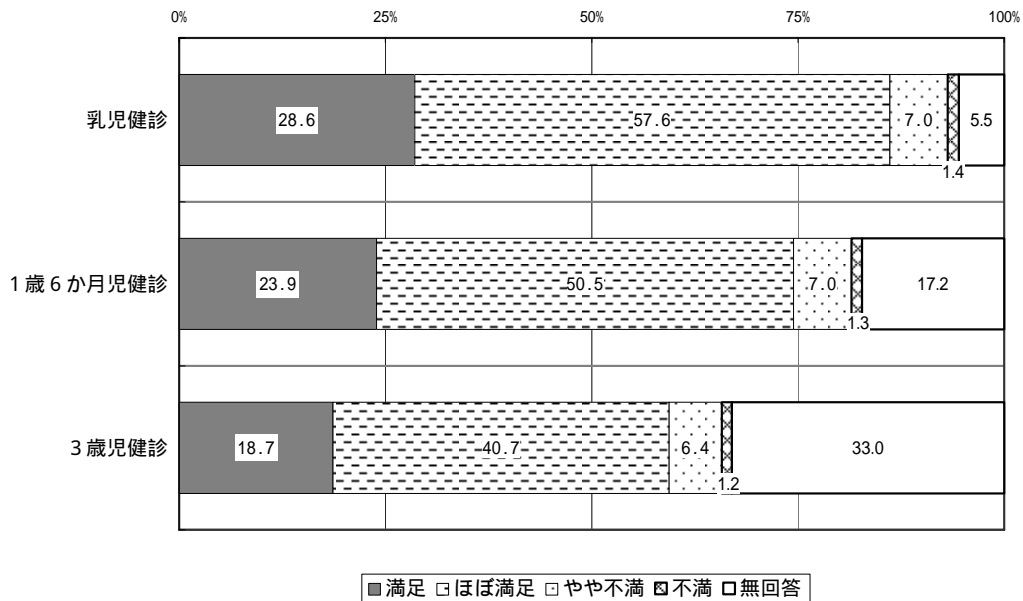
図（資料）-41 健診の受診状況/n=2042



イ. 健診に対する満足度

「満足」と「ほぼ満足」を合わせた割合をみると、乳児検診が 86.2%と最も高率で、次いで1歳6か月児健診の 74.4%、3歳児健診の 59.4%となっています。

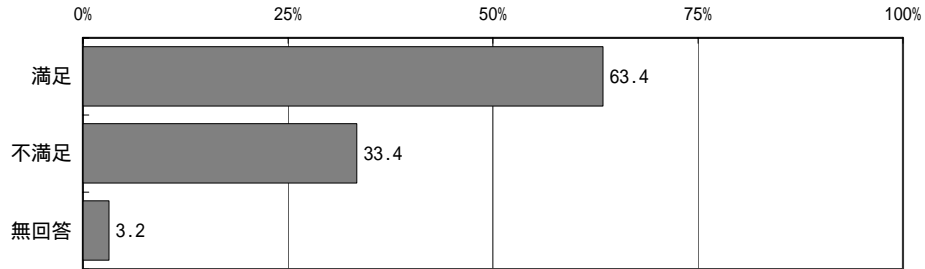
図（資料）-42 健診の受診状況/n=2042



妊娠・出産環境の満足度

妊娠・出産環境の満足度では、「満足」が63.4%、「不満足」が33.4%となっています。

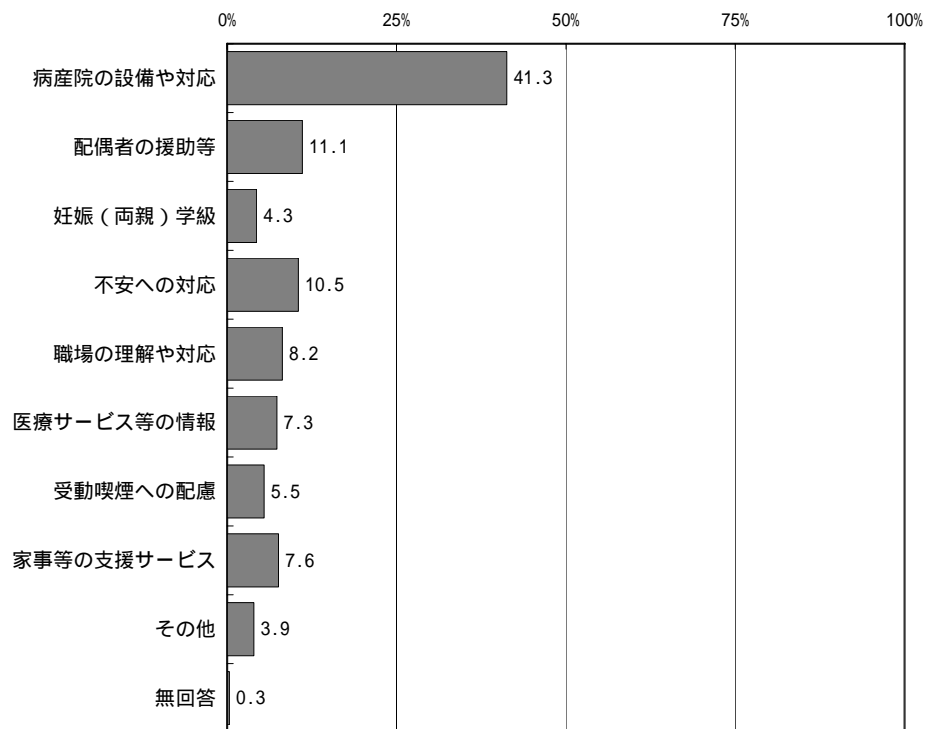
図（資料）-43 妊娠・出産環境の満足度/n=2042



妊娠・出産環境で不満足な点

妊娠・出産環境で不満足な点は、「病産院の設備や対応」が41.3%と最も高率で、次いで「配偶者の援助等」11.1%、「不安への対応」10.9%と続いています。

図（資料）-44 妊娠・出産環境で不満足な点/n=1226



2. 佐渡市次世代育成支援行動計画策定経過

(1) 佐渡市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱

平成 16 年 8 月 1 日

訓 令 211 号

(設置及び目的)

第 1 条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法第 21 条の規定に基づき、佐渡市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため佐渡市次世代育成支援対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 佐渡市次世代育成支援対策推進行動計画の策定に関し、必要な事項についての協議に関すること。

(2) 行動計画の進捗状況についての協議に関すること。

(組織)

第 3 条 推進協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 4 条 推進協議会に会長 1 人、副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進協議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(任期)

第 6 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 7 条 推進協議会の庶務は、社会福祉課において行う。

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が、推進協議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

(2) 次世代育成支援対策推進協議会委員名簿

所属 役職名	氏名	備考
佐渡地域振興局健康福祉環境部 地域福祉課長	土屋 輝秋	相川
事業所関係者 J A 佐渡人事課長	牧野 良則	両津
医師会 佐渡総合病院小児科医長	岡崎 実	金井
歯科医師会 地域保健担当	隅田 光弘	金井
社会福祉協議会 評議員	橋本 美子	両津
婦人団体連合会 副会長	志和 清美	真野
新潟県食生活改善推進協議会委員会佐渡支部 副会長	中川 順子	畑野
母子保健推進員代表	滝本 香代子	相川
民生児童委員代表 新穂地区主任児童委員	佐藤 瑞枝	新穂
保育士会 真野第一保育園園長	市橋 三枝子	真野
看護協会 佐渡総合病院助産師	中川 淳子	金井
公民館代表 佐渡市公民館長	伊藤 博	両津
教育委員代表	加藤 恭子	佐和田
校長会 小 両津小学校長	白杵 國男	両津
校長会 中 金井中学校長	逸見 安正	金井
校長会 高 佐渡高校長	片山 達雄	佐和田
P T A 代表 小	和泉 浩文	赤泊
P T A 代表 中	井藤 美智子	小木
P T A 代表 高	金子 孝四郎	羽茂
青年代表	三浦 吉明	新穂
青年代表	山口 明美	相川
子育て中の女性	日下 真美	羽茂
子育て中の女性	廣川 治子	佐和田
子育て支援活動者	夏目 修	金井
子育て支援活動者	近藤 洋子	金井

(3) 次世代育成支援行動計画策定担当者名簿

H16年度

所 属		職 名	氏 名
佐渡市	社会福祉課	課長	熊谷 英男
		課長補佐	矢川 春美
		児童福祉係 係長	川上 千恵
		児童福祉係 主任	南藤 真木子
		児童福祉係 主事	児玉 三也
		障害福祉係 係長	大屋 広幸
	環境保健課	健康増進係 係長	渡辺 桂子
		健康増進係 主任保健師	高野 久美子
佐渡市 教育委員会	学校教育課	指導主事	三浦 一富
	生涯学習課	主任	伊藤 智子

指導助言機関

所 属		職 名	氏 名
地域振興局	企画調整課	課長代理	佐々木 博明
	地域福祉課	主任	寺井 友子
	地域保健課	保健師	猪俣 路子

(4) 次世代育成推進協議会開催状況及び策定経過

期 日	内 容
平成16年1月	次世代育成支援に関するニーズ調査の実施 対象者：就学前児童をもつ保護者 小学校児童をもつ保護者
平成16年9月2日(木)	第1回次世代育成支援対策推進協議会 (内容)・次世代育成支援対策推進法について ・ニーズ調査の結果 ・児童福祉サービスについて
平成16年10月19日(火)	第2回次世代育成支援対策推進協議会 (内容)・母子保健の現状とサービスについて ・グループワーク テーマ「こうしたい佐渡の子育て」
平成16年11月9日(火)	第3回次世代育成支援対策推進協議会 (内容)・教育委員会での取組み ・行動計画の基本理念の決定 「子どもが元気な佐渡が島」
平成17年1月28日(金)	第4回次世代育成支援対策推進協議会 (内容)・計画書素案の検討 行動目標について
平成17年2月15日(火)	第5回次世代育成支援対策推進協議会 (内容)・計画書素案の検討

(5) 第2回次世代育成支援対策推進協議会 グループワークの意見

子ども

積極性 いろいろなことを発想展開できる子 どんなことにも興味をもてる
すすんで手伝いやボランティアができる(体験が豊かになる)
元気な明るい子(2) ころこ豊かな子ども 自分の考えをしっかりと発言できる(3)
目標目的がある 自分を表現できる
思春期・・・自分のことは自分で解決できる 自立
健康な子(2) がんばる子 たくましい子(2) 勇気のある子
すなおにきく子(2) やさしい子(3) 相手の気持ちが分かる子
いろいろな人が社会にいることを理解して一緒に生きられる
我慢できる 怒りをおさえて発散できる 善悪の判断ができる
花や自然を愛する

学ばない 勉強してくれない 我慢できない 自己中心的 すぐきれる

周りの人へのあいさつ(2) いろいろな人とかかわりがもてる
コミュニケーションが取れる 少子化がすすみ友人との交流不足
自分の思いや考えを分かりやすく相手に伝えることができる

子どもの生活場面で思考判断行動の機会経験が少ない
機械(TV・パソコン・ゲーム)に頼らず時間を過ごすことを教えたい
TV・ゲーム・メール・インターネットの使い方
自然環境とともに遊ぶ大切さを体験させたい

1歳6ヶ月児での生活習慣予防(肥満予防)
活力ある子は朝食をしっかりと食べている

親

親子のいい距離感 けじめ・しつけ・善悪 親も年寄りを受け入れる
ほめられる親(2) しかれる親 キチンとしかれる子育て 笑顔で接する子育て
大人から子どもまでのしつけ 親も育つ モラル 小さいころから
こころのゆとりを持って子どもに接する(2) スキンシップ(2)
子どもを抱きしめて甘えさせてあげる(2) 子どもをいとしいと思える
子どもを支配しない育て方
子どもの気持ちをよく聞いて相談に乗ってあげたい

会話の多い家庭(2) 子育てに喜び楽しみがある 家族内でのフォロー
親が子どもに素直に自分の気持ちをあらわしたい こころの絆 自信
一緒になんでも楽しみながら教えて行けるといい
忍耐強く教えられるようにできたらいい
子どもは常に親の行動をみているから、精一杯がんばってほしい

夜更かし型の子は親の影響 子どもに遠慮する親
親子のコミュニケーションが少ない
妊娠中の健康管理について意識が薄い(母親学級などに仕事や子育てで出席できない)
髪を染める・ピアスなど親のアクセサリー化している子育ての不安
子どもに手・口・金の出しすぎ

父親も口を出す 仕事優先
親も子ども周囲も父親の存在を疎外しているように思える
男性の育児参加(3) 怒ってもやってくれないイライラ

子どもと母親の孤立を防ぐ 親同士の交流
子どもの悩みをはなしたり、聞ける場 同年代の子どもを持つ親同士のふれあいの場が
多くあるといい(子育て支援センターなど)(2)
子育て中の親の出会いがない
子どもと接する時間や場所がたくさんあるといい

結婚したらいろいろな面で学習を(健康・子育て・家庭)
家庭・・・衣食住の知恵を伝える 生活させる

地域

佐渡で子どもを産みたい 地域のなかで育つ子ども みんなで育つ
地域を作る 心の島 いろいろなところで話し合い

子育てする人に優しい環境 子育てを応援してくれる人がいる

他人の子どもも叱りたい 自分の子も他人の子も一緒に出かけたり注意しあえる
近隣の人が悪いことを叱ってくれる 口うるさい近所のおじさん
おかしい、変だと思ったら勇気をだして話し相手になって教えてほしい
あいさつ運動

ボランティアが支える子育て
プレイリーダーの育成（自由公園内）
ボランティアを評価できるシステムづくり
気軽に安心して子どもを預けられるシステム
近所の人の子守りをしてくれる
保育園に遊びに行く

人口減高齢化で活力がない 高齢者との接触
親の世代交代核家族化に伴うコミュニケーションの場が少ない
地域のボランティアと世代間交流ができる 地域の人たちの手助け
つながり・かかわり・ふれあいの機会や場がない
おじいちゃん・おばあちゃんが育ててくれた 祖父母の偉大さ（老人パワー）
シニアを生かす子育て 子育てについて、相談できる人がたくさんいる
65歳以上の人の積極的な子育て支援
子どもと高齢者のふれあいの場があるといい
安心して子育てができる地域や仲間がいる
高齢者と若い母親が話し合う場がある
乳幼児健診以外でも相談できる（地域の人・同じ年の子を持つ親・先輩など）
経済が許せば、保育園に入るまでは、母にそだててもらいたい
安心して無事な出産ができる

企業の協力 育児休暇の保障 職場の子育て支援 安心して働ける（2）
経済支援 子どもをもったら早く帰れる
職場で出産こそだての人が休むのは当たり前となるような意識改革

ものより豊かなもの ふるさとを大切に忘れるな

子育てや結婚への負担感や悪いイメージを持たないような、よいイメージの社会全体の報道や啓発活動が大切

子ども嫌いの大人が増加（赤ちゃんの泣き声をうるさいと感じる）

地域の宝ものとしてみんなが気にしてほしい

地域の協力があって母も子も健やかに育つ

若い人が住みやすく楽しいと感じる島づくり

いろいろな家庭いろいろな子どもがいていいと言う考え方見方

学歴だけでなく、家庭の中、地域の中で、人とかがわりがもて生活することが大切

地域の行事に参加して家族以外の人からいろいろ教えてもらいたい

自然とともに育ててほしい 安心して遊べる

地域に密着した子どもの行動が少ないように思う

いろいろな体験学習（自然とのふれあい）があるといい

郷土を愛する子ども（自然・伝統・文化遺産）

学力をつけると島を出てしまうジレンマ

理化学的な遊びの場（実験・観察・体験）

まつりやイベントなど親子で楽しめるものを続けてほしい

子どもが犯罪被害の被害にあわない地域づくり

行政

身近でいつでもいける遊び場（５） 夜１０時まで

子どもの国建設 子どもが雨のとき遊ぶ場がない

プレイパーク付のファミリーサポートセンター

ひとつの建物で幅広い年齢の子どもが利用できる施設（午前は支援センター 午後は児童館）

いろいろな交流のできる場（喫茶室・畳・広場など）

育児用品のレンタル

病院小児科と保育園をネットでつないで相談

病気が治りかけているときみてくれる施設があるといい

休日診療 病児保育（２） 一時預かり

病気がしたとき、入院したとき面倒を見る人がいない

初めて親になったときの不安・・・産褥期ヘルパー（２）

プレネイタルビジット利用券・・・出産後の両親が小児科で赤ちゃんの扱い方を指導してもら
う

幼児期の子育てが将来に生きる

障害への早期の取り組み

特別支援教育の充実（LD・ADHDなど）

小中２０人学級

どこかに出ても特色あるような学校づくり

校庭の芝生化

起業家教育の必要性と支援（職場をつくる）

将来専門知識を得る学校などが増えると就職に役立つ

(6) 次世代育成支援対策推進協議会における検討の様子



3. 次世代育成支援対策推進法

平成 15 年 7 月 16 日

法 律 第 120 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第 3 条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 4 条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第 7 条第 1 項において「基本理念」という。)にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第 5 条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第 2 章 行動計画

第 1 節 行動計画策定指針

第 7 条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第 1 項の市町村行動計画及び第 9 条第 1 項の都道府県行動計画並びに第 12 条第 1 項の一般事業主行動計画及び第 19 条第 1 項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきもの

を定めるものとする。

(1) 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

(2) 次世代育成支援対策の内容に関する事項

(3) その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

(2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。

5 市町村は、毎年少なくとも1回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

(2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

(3) 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 5 都道府県は、毎年少なくとも1回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する国の援助)

第11条 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第12条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

- 3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のもの(第16条第1項及び第2項において「中小事業主」という。)は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

- 4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第13条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第3項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動

計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第 14 条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第 15 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第 13 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は民法(明治 29 年法律第 89 号)第 34 条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の 3 第 1 及び第 3 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 48 条の 3、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の 2 の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2

項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第 18 条 国は、第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第 4 節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第 5 節 次世代育成支援対策推進センター

第 20 条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。)であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善

が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第2項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第1項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第3章 次世代育成支援対策地域協議会

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第4章 雑則

(主務大臣)

第22条 第7条第1項及び第3項から第5項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分(雇用環境の整備に関する部分を除く。)については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

- 2 第9条第4項及び第10条第2項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

(権限の委任)

第23条 第12条から第16条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第5章 罰則

第24条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第2項の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を

拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第 20 条第 5 項の規定に違反した者

第 27 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 24 条、第 25 条又は前条第 1 号から第 3 号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条及び第 22 条第 1 項の規定は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から、第 8 条から第 19 条まで、第 22 条第 2 項、第 23 条から第 25 条まで、第 26 条第 1 号から第 3 号まで及び第 27 条の規定は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第 20 条第 2 項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第 3 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

佐渡市次世代育成支援行動計画

「子どもが元気な^{たからじま}佐渡が島」

～子育て・親育ち・地域育ちの佐渡が島～

発行：佐渡市社会福祉課

〒952-1209

新潟県佐渡市千種 323 番地

TEL 0259-63-5113 (代)

FAX 0259-63-5121